

第百一回国会 逓信委員会 議 録 第十八号

昭和五十九年七月十九日(木曜日)
午後四時四十四分開議

出席委員

委員長 志賀 節君

理事 加藤常太郎君 理事 戸井田三郎君

理事 畑 英次郎君 理事 吹田 愷君

理事 鈴木 強君 理事 武部 文君

理事 竹内 勝彦君 理事 西村 章三君

理事 足立 篤郎君 理事 龜岡 高夫君

近藤 鉄雄君 近藤 元次君

左藤 恵君 佐藤 守良君

中川 昭一君 額賀福志郎君

野中 広務君 原 健三郎君

渡辺 紘三君 阿部末喜男君

伊藤 忠治君 佐藤 観樹君

中村 正男君 松前 仰君

森中 守義君 小谷 輝二君

島居 一雄君 中井 治君

永江 一仁君 佐藤 祐弘君

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君

大蔵大臣 竹下 登君

郵政大臣 奥田 敬和君

出席政府委員

内閣法制局第二 関 守君

総務庁長官官房 佐々木晴夫君

審議官 角谷 正彦君

大蔵大臣官房審 保田 博君

議官 大蔵省主計局次 中田 一男君

長 大蔵省理財局次 佐藤 徹君

長 大蔵省証券局長 関谷 勝嗣君

郵政政務次官 二木 實君

郵政大臣官房長

委員外の出席者

郵政省通信政策 奥山 雄材君

局長 郵政省電気通信 小山 森也君

局長 日本電信電話公 真藤 恒君

社総裁 日本電信電話公 山口 開生君

社総務理事 通信委員会調査 長崎 寛君

室長

委員の異動

七月十九日

辞任

長谷川四郎君

中村 正男君

同日

辞任

中川 昭一君

佐藤 観樹君

補欠選任

中川 昭一君

佐藤 観樹君

補欠選任

長谷川四郎君

中村 正男君

七月十三日

日本電信電話公社制度等改革に関する請願(前川且君紹介)(第七八七号)

同(岡田利春君紹介)(第七八六号)

同(鈴木強君紹介)(第七八二号)

同(竹内猛君紹介)(第七八三三三)

同(中村正男君紹介)(第七八六四号)

同(松前仰君紹介)(第七八六五号)

同(松前仰君紹介)(第七八六五号)

同(松前仰君紹介)(第七八六五号)

同(松前仰君紹介)(第七八六五号)

同(松前仰君紹介)(第七八六五号)

同(松前仰君紹介)(第七八六五号)

同(松前仰君紹介)(第七八六五号)

同(松前仰君紹介)(第七八六五号)

同(松前仰君紹介)(第七八六五号)

同(松前仰君紹介)(第七八六五号)

同(松前仰君紹介)(第七八六五号)

同(加藤万吉君紹介)(第七九六七号)
同(菅直人君紹介)(第七九六八号)
同(小谷輝二君紹介)(第七九六九号)
同(堀田晋君紹介)(第七九七〇号)
同(菅原喜重郎君紹介)(第七九七一号)
同(辻一彦君紹介)(第七九七二号)
同(辻一彦君紹介)(第七九七三三三)
同(藤原哲太郎君紹介)(第七九七四号)
同(二見伸明君紹介)(第七九七五号)
同(堀昌雄君紹介)(第七九七六号)
同(正木良明君紹介)(第七九七七号)
同(宮地正介君紹介)(第七九七八号)
同(矢野紘也君紹介)(第七九七九号)
同(矢野紘也君紹介)(第七九八〇号)
同(和田一仁君紹介)(第七九八一号)
日本電信電話公社制度等改革に関する請願(池端清一君紹介)(第七九八二号)
同(佐藤観樹君紹介)(第七九八三三三)
同(村山喜一君紹介)(第七九八四号)
日本電信電話公社制度等改革に関する請願(池端清一君紹介)(第七九八二号)
同(佐藤観樹君紹介)(第七九八三三三)
同(村山喜一君紹介)(第七九八四号)
日本電信電話公社制度等改革に関する請願(池端清一君紹介)(第七九八二号)
同(佐藤観樹君紹介)(第七九八三三三)
同(村山喜一君紹介)(第七九八四号)

本日の会議に付した案件

日本電信電話株式会社法案(内閣提出第七二二号)

電気通信事業法案(内閣提出第七二三号)

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

○志賀委員長 これより会議を開きます。

日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 私の方から質問を申し上げたいと思いましたが、その前提は、今日まで時間をかけて審議がなされてまいったわけでございますが、各般にわたって私の方から、これまで議論をされました内容などについて確認を含めまして触れさせていただきますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

まず初めは、料金認可の範囲についてですが、これは事業法の三十一條で規定をされているわけですが、郵政大臣認可の範囲については、まず一点目は、基本的なサービスの料金に限定をして認可にする、この点。二点目は、付加料のあるいはオプション的なサービスの料金の認可については、そういう料金は認可を必要としない、こういうふうなひとつ確認をしたいと思います、局長、どうでございますか。

○小山政府委員 第一種電気通信事業者の基本的なサービスの料金は認可を要しますが、付加的、オプション的なサービスの料金は認可を要しないこととしたいと存じます。

なお、これにつきましてその内容をさらに細かく申し上げますと、主要な料金とは何かということでございますが、電話関係では基本料、ダイヤル通話料、設備料及び公衆電話料。電報関係では基本料、累加料。それから専用関係では設備料及び回線料。DDX関係では設備料、基本料及び通信料。フクシミリ通信網及びビデオテクス関係では通信料。データ通信設備サービス関係では設備料、回線使用料及び中央装置使用料であります。

なお、付加的な料金といたしましては、電話関係ではDSA通話料、コレクト通話、クレジット通話、キャッチホン、転送電話、「でんわばん」

空港無線電話、短縮ダイヤル。電報関係では欧文電報、無線電報料、慶弔扱い料、時間外取扱料、配達先変更料。専用関係では付加専用料。DDX関係では閉域接続、通信料一括課金、短縮ダイヤル、ダイレクトコール。フクシミリ通信網関係では短縮ダイヤル、フクシミリボックス。ビデオテックス関係は管理資料作成料、会員制サービス使用料。データ通信設備サービス関係では端末機器、センター作表料等、これは認可を要しないものの例示でございします。

なお、その際つけ加えて申し上げますと、端末を売り渡したる場合におきましては、料金の認可は要しないものでございします。

以上でございします。

○伊藤(忠)委員 考え方を聞きまして、理解ができました。

今局長がお触れになった端末機器の売り渡しの問題についてですが、それは時間の関係がございしますから、余り議論というところまではできないわけですが、今の考え方を確認をさせていただきたいと思ひますし、少なくともレンタル制の機器については、これはすべてにわたって認可対象ではない、こういう表現は私は裏返して使っていますが、少なくともレンタル制の機器についてはすべてにわたって認可対象ではないということを、ここで気合を合せておきたいと思ひますが、よろしゅうございしますか。

○小山政府委員 付加的な端末はそのとおりでございします。ただし、本来付加的ではないもののそれを役務の提供として、一括してサービスを受ける場合には認可になりますが、付加的なものにはレンタルは認可の対象にはならないものでございします。

○伊藤(忠)委員 議論しますと少し時間がかかるような気がしますが、当局の考え方に対しては、いろいろ機器の機能の問題とか、サービス態様の問題とか、料金にも絡んでいきますから、この点については私たちとしても意見がございまして、いずれにしても今後、継続して審議を

していくということで私たちの態度を申し上げて、次に移りたいと思ひます。

次は、料金政策について伺いたいと思ひますが、電気通信分野における競争原理の導入ということになるわけですが、電電公社の民営化によっても、新電電はそういう事業体に変わりまして、あまねく公平に全国的に提供すること、こういうことがやはり基本であると思ひます。したがって、新電電の料金決定原則というものは総括原価方式によるものである、しかも、不採算地域における料金値上げあるいはサービスの格差を生ぜしめてはいけない、こういう考え方についてまず確認をしたいと思います、いかがでございしますか。

○小山政府委員 料金決定原則につきましては、先生既に御指摘のように、事業法案第三十一条第二項の第一号、第二号、第三号等に書いてございしますとおりが、法律上のいわゆる決定原則でございします。これは決して総括原価主義を私どもとしては否定するものではないと思ひております。したがって、いま申し上げた意味で、全国一体としてサービスを提供する新電電会社が、非採算部門と採算部門を分けて、一つの価格により地域差を設けないような形で総括原価のもとに行うことは、この法定決定原則に何ら反するものではないと思ひております。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても、考え方については変わりはない、こういうふうな理解をいたします。

続いて、新電電の場合、福祉電話機器の開発問題、さらにこれを進めるとも普及させていくというような方策、さらに災害発生時などの緊急通信の確保、こういうものに万全を期していかなければならぬ、こういうような任務を負うことになると思ひますが、その点について確認をしたいと思います、どうでございしますか、イエスかノーかで結構でございします。

○小山政府委員 そのとおりでございします。

○伊藤(忠)委員 さらに、新電電の今後の料金体系についてであります、今日までの議論で明らか

かになっておりますが、遠距離料金の値下げに今後とも努力をしていく、さらに近距離通話区域と生活経済圏との乖離ですね、これらの格差是正もあわせて今後検討を行っていただきたい、こういう私たちの主張についてどうでございしますか。

○小山政府委員 電気通信は、時間をゼロにし、距離をゼロにするものでございします。したがって、遠距離通話料を安くし、かつまた、近距離格差というようなものをなくしていくという方向は、お説のとおりでございします。

○伊藤(忠)委員 次に、アクセスチャージについて伺います。今日までの議論を要約して、このように理解をしてよろしゅうございしますか。

まず第一点は、接続のために新電電会社が要する設備改造費は参入者が支払う。二点目は、公共的なサービスの提供あるいは市内網の部分などの不採算サービス部分については、これは新電電が高度通信サービスを全国的にあまねく公平に提供をする。さらに低廉かつ良質なサービスを提供しなければいけないという性格、任務を持つわけですが、そういう立場からしますと、この公共性を重視して、その一部について参入者がそういう負担について支払うことがある、こういうことに要約することができると思ひますが、この考え方についてどうでございしますか。

○小山政府委員 お尋ねの点でございしますが、接続料として集約できるかと思ひますが、これは第一義的には私的自治でございまして、お互いに第一種業者同士の契約、接続協定において決められるものでございします。

しかしながらその中において、そのために特別の設備を従来の事業者が設置したときにその負担をどうするかというときに、新規参入者にその設備負担をしてもよろしいことか、あるいは市外から市内へ、要するに公共的であるとか、市内網のために市外料金から市内網に総括原価主義に基づいて援助しているというような場合におきまして、新規参入者が同じような負担をするような形の接続協定をする、要するに、それが市内、市

外のコストが明らかに市外から市内へ補助しているという場合におきまして、新規参入者も、市内網への接続をする場合においては、同じように市外から市内への負担をするということの協定をするということは、できるものであると考えております。

○伊藤(忠)委員 今答弁がございましたが、郵政大臣による接続、共同の協定締結命令ですか、これに当たりまして、おっしゃるような基本的な考え方に基づいて対処をされるということを確認したいと思ひますが、よろしゅうございしますか。

○小山政府委員 そのとおりに御理解いただいて結構でございします。

○伊藤(忠)委員 単純再販について伺いをいたします。

いろいろ議論がございましたが、専用線の現行料金体系では、新電電の経営に支障を及ぼすことになる、そういう立場から、第二種電気通信事業者による単純再販を禁止することになる約款についても、郵政省は認可をするという考え方、再確認したいと思ひますが、よろしゅうございしますか。

○小山政府委員 単純再販が新電電の経営に支障を及ぼすというような場合におきまして、単純再販を禁ずる約款については認可をするものであります。

なお、現在の電電公社の専用料というものの例をとりまして、現在の専用料で単純再販をする場合には、これは当然収支相償わすということ、こういうものを禁ずる約款というものはあっても当然だろうと思ひております。

○伊藤(忠)委員 次に、事業計画の問題について、当局の考え方をひとつ確認をしたいと思ひます。

政府は、事業計画に対して郵政大臣の認可を行うに当たっては、収支計画及び資金計画はその添付資料、これだけでいいのだ、添付資料をつけてそれでオーケー、こういう考え方ではよろしゅうございしますか。

○小山政府委員 事業計画はサービ計画、建設計画が中心となるものでございまして、収支計画、資金計画はこの裏づけとして出される添付資料であると理解しております。

○伊藤(忠)委員 これは企業の自主性の問題と密接不可分の関係になりますが、当事者能力問題についてです。

それで今後は、近代的な労使関係のもとで自主的に賃金あるいは労働条件の問題が新体制のもとで決められていくと思うのですが、そういう労使間でなされるものもその決定に対して、政府が介入をするなどということはあつてはならぬと思うのですが、この基本的な考え方についてどうでございましょう。

○小山政府委員 そのとおりの考えでやってまいりたいと思っております。

○伊藤(忠)委員 次は、通信主権の問題についていろいろな角度から議論がございました。この電気通信分野といふのは、いろいろな方からも指摘されておりますように、これは国民の神経でございまして、我が国の通信主権を守るといふことは、とりわけ今回の電電改革に当たつて、自由化あるいは開放されるという新事態を迎えるわけですから、そういう面からいいますと、そのことについてより一層の配慮といふべきか、対処をやらなければいかぬ。ある意味では、それは国の通信政策の基本だろふと思うわけでございまして。

今日まで法案の制定過程も見まして、不透明な部分といふますが、そういうものが見え隠れしてきたと思うのですが、我々としては、あくまでも第二種業の外資の導入に対しては、国の通信主権を守る立場から、少なくとも二分の一程度の外資規制をやるべきだということを主張してきたわけでありまして、なかなかこの点は対立もございまして。

そこで大臣に、今日までの議論を通じまして、私どもの心を生かした次のような考え方について、それを確認いただけるのかどうか、このことを前提にしまして触れてみたいと思ひます。

政府としては、この我が国の通信主権を守り、先端的な電気通信技術の開発を進める、国民経済、産業の発展に寄与し、国際競争力の強化に対応していくものだ、こういう表現をいまいしょうか、この問題をとりえた私たちの理念も含めまして、こういう考え方で大臣として確認をいただけるかどうか、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○奥田国務大臣 今回の法案によつて、内外無差別で第二種通信事業を開放するという形を基本的にとつたわけでございまして。

しかし御指摘のように、通信はまさに国の神経であり、国の自主性、独立性を損なうようなことがあつてはならないことは当然でございまして。したがつて、通信主権を守るといふ立場と、そしてまたある意味において、自由な第二種の通信事業を開放することによつて、新しいサービスを国民に享受していただく、また料金の面においても、良質で安いサービスを国民が受けられるようにいたしたいといふのが願ひでございまして、基本姿勢でございまして。ただ、先生の言われました御趣旨といふものは十分理解して、今後の通信行政に当たつていきたいと思つております。

○伊藤(忠)委員 言つてゐることは、大臣もお答えになつたように、異論はないと思ひます。やはりそうでなければいかぬと思ひます。

ただ、今日まで審議を重ねてきまして、この段階に來ましたから、私としては、それを一つの集約といふますが、例えばそういう立場に立つて表現をするとしたら、こういうふうな表現の仕方も一つはあるという立場で申し上げたわけであつて、いづれにしても、我が国の通信主権を守るといふことと、これからさらに電気通信技術の自主開発、ひいてはそれが国民経済あるいは日本の産業の発展、国際競争力といふのですか、そういう市場に対応していく問題についても、極めて重要だといふ立場で申し上げておりますので、こういう私の今申し上げた趣旨、考え方について、否定されるものではない、このように理解をしたいと思ひます。

うのですが、大臣いかがでございましょう。

○奥田国務大臣 基本的な通信事業に対する考え方としては、私もそのように理解して、そのような姿勢で臨みたいと思つております。

○伊藤(忠)委員 次に、事業の分離問題について伺ひます。

これも大分議論されて、一定の見解表明などをいただいておりますので、新電電は、電電公社が現在行つてゐる業務のすべてを継承し、その事業の分離については新電電の自主的な決定を尊重する、こういう考え方でよろしいかどうか、伺ひたいと思ひます。

○小山政府委員 業務の分離につきましては当然、新電電公社の経営の自主性といふものを保証されておりますので、経営当事者の自主的な判断によるものと考へております。

○伊藤(忠)委員 設立委員の任命について伺ひたいと思ひますが、これは設立委員の任命に当たりましては、国会の承認を必要とするということについては、今日まで明らかになつたと思ひます。が、そういうことでよろしゅうございしますか。

○小山政府委員 設立委員の任命につきましては、これは行政府の責任で行うということになつておりました、国会の御承認を得るといふことにはなつていないわけでございまして。

○伊藤(忠)委員 時間の関係がございまして、その点はちよつと考へ方が違ひますが、次に移ります。

設立委員会の設置場所の問題、今日までの議論の中では、電電公社が国民の共有財産である、こういう基本的な認識に立つて、新会社の発足に当たつては、政治の利権などがそれに絡むだとかあるいは発生するだとか、不透明な部分が映るだとかといふようなことではいけないわけであつて、いささかなりとも、国民に疑惑をもたらしうなものであつてはならぬといふことを強調したいわけであつて、そういう立場に立つて設立委員会の設置場所についても当然決められる、このように理解をしますが、そういう考え方でよろしゅうございしますか。

な。

○小山政府委員 設置場所はどこにするかといふのは、まだ決定いたしておりませんが、いづれにせよ、先生御指摘のように、この設立に当たりまして、何らかの形の疑惑が残ることのないような形において事務局は設置されるべきだと思つております。

○伊藤(忠)委員 ということは、政府内ではない、こういうふうな理解してよろしゅうございしますか。

○小山政府委員 まだ決めておりませんが、他、他の特殊会社の例なども参考にして決めていきたいと思つております。

○伊藤(忠)委員 今の答弁だけではちよつとわからぬわけですが、他の例に倣つてといふふうな表現をされましたけれども、例えばそれはどういふふうなことになるのだからかといふ、一定の方向性といふものですか、それが示されなければ、今の前段の考え方については同意いただいたわけですから、では、具体的にどうするかといふことについての方角性をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○小山政府委員 御指摘の点を十分踏まえまして決めていきたいと思ひます。

○伊藤(忠)委員 ということは、政府内に置くといふことはなからう、このように理解してよろしゅうございしますか。

○小山政府委員 私、全部言う権限は持つておりませんが、先生のおっしゃる点ということにつきましては、極めて重要な御意見だと思つております。

○伊藤(忠)委員 郵政大臣、どうでございましょう。設置場所です。

○奥田国務大臣 郵政省内に置くことはありませぬ。(「新電電の中は」と呼ぶ者あり)新電電の中にも置くことはないと思ひます。

設立委員会の設置場所についての御質疑であつたように伺ひいたしました。先ほども御指摘があつたように、国民からいささかも疑惑を持たれた

ない、しかも公平中立というような立場でのいるな定款決定等の問題もございいますから、場所としては、郵政省内ということはお好ましくないと、思いますし、また、今電通という声が上がりましたから、それにお答えするわけですけれども、そういう形も好ましくないと、思っております。中立的な、だれから見ても透明度の高い場所であるべきであらうと私は考えます。

○伊藤(忠)委員 次に、電気通信審議会のことについて、この委員の任命に当たったことなどですが、やはりこれはいろいろな分野の皆さんで、少なくとも電気通信政策について、国民を全体的にフォローできるような、各階層の有識者あるいはそういう分野の皆さんに参加してもらいたいというのが、これは一番の趣旨だろう、このように思っておりますが、どうですか。

○奥山政府委員 電気通信審議会、先生御承知のとおり、電気通信に関する事務に関する重要な事項を調査審議し、あるいはこれに関し必要と認められる事項を大臣に建議するという権限と責任を持っておりますので、この委員の任命に当たりましては、郵政大臣が、本来の趣旨が没却されることのないよう、中立公正に任命をしていくところでございいます。

○伊藤(忠)委員 かなり抽象的なんですが、具体的にお聞きします。そういう代表される一つのジャンルというのですか、多数の労働者を代表するという立場から、労働組合が推薦をするようなそういう代表も構成員の中に考えられるのかどうか、この点を伺います。

○奥山政府委員 電気通信審議会の委員は、二十名以内で構成されることになっておりますが、現在でも、労働組合において御活躍をいただいた方が構成員となっておられることにひとつ御理解を賜りたいと思っております。

○伊藤(忠)委員 大臣、いかがでございますでしょうか。

○奥田国務大臣 大変公益性に関係のある重大な

事業、それに対する委員等々も決められるというように、非常に国民が注目しておるところでございいますから、できるだけ公平に、そしてまた、こういった電気通信事業にも詳しい、しかも人選に当たっては幅広い形で選んでいきたい、その間に、国民の皆さんからも御納得いくような形で、そういった方向の人選を進めたいということにございいます。

○伊藤(忠)委員 念を押すようなんですが、ということになれば、その中には私が申し上げたような、これは労働組合といえども、本当に広いわけですから、非常に多くの皆さんを擁しているわけですから、そういう代表の方もその中には当然入るだろう、こういうふうに理解をしてよろしゅうございいますか。

○奥田国務大臣 今非常に重要な問題でもございまして、国民の目まきに注目されておる問題でもございいます。今特定の団体のだれを選ぶ、あるいは特定の団体を私の口から申し上げるということはいかかかと思えます。広範な中で、広くそういった形の人材をその委員に充てたいということに御納得を賜りたいと思っております。

○伊藤(忠)委員 私が今申しましたその趣旨は理解をいただけますか。

○奥田国務大臣 十分理解をいたしております。

○伊藤(忠)委員 大臣、その趣旨を踏まえて、尊重して任命に当たりたいというふうに理解をしてよろしゅうございいますか。

○奥田国務大臣 先生の御発言の趣旨はよく理解をいたしております。そういう基本姿勢で臨みたいということにございいます。

○伊藤(忠)委員 時間も来ましたので、最後に、需給調整の問題について、これは局長、基本的な考え方を伺うにございまして、これは時間がないと思っております。

これまでの議論の中でやりとりがございましたが、とにかく大きく、細かい軽微にわたるものは対象にならぬということはこれまでの御答弁のとおりなので、いすれにしまして、設備の変更

だとかそういうものは大きく、なるものである、パセントで言えば、最低でもこれは五〇%、それ以上の変更ということですね、そういう考え方で、これまで議論されてきたと思っておりますので、そういう答弁がございましたから、そのように理解をしてよろしゅうございいますか。

○小山政府委員 これは変更の場合のことだろうと存じます。そのことにつきまして、変更というのは、電気通信事業におきましては、他の電気事業とかガス事業に比べて、非常に進歩の度合いが大きいものでありますし、需要動向も変わるというところで、現在あります電気事業の二〇%、ガス事業の一〇%では、非常に現実合わないことはもう当然のこととございいます。

なお、五〇%というのはこの前、私からははっきり申し上げませんが、御質問の点につきまして否定はしなかったところでございいます。

○伊藤(忠)委員 わかりました。

それで、サービス内容のことなんですが、これはもう御承知のことなんです、あれも大きく、例えば電話サービスだとか電報サービスだとか、あるいはデータ通信サービスだとかというふうにこれも大きく、やって申請をする、こういう理解でいいですか。

○小山政府委員 ただいまの考え方は、ただいまの公衆法では役務が法定化しております。したがって、先生のおっしゃるような形での電話とか電報とかというのは一つの想定でございまして、これからの事業法ではそういうのは法定化されておると思いますが、大体スケールとしては役務というものを単位として取り運んでいきたい、こう思っております。

○伊藤(忠)委員 今私がちょっと表現上は抽象的に過ぎたかもしれませんが、そういう考え方で理解をしていいのですか。

○小山政府委員 私どももそのように思っております。

○伊藤(忠)委員 終わります。

○志賀委員長 次に、鳥居一雄君。

○鳥居委員 ただいまの需給調整について、まずお伺いしておきたいと思っております。

事業法案の第九条で、第一種電気通信事業者の許可について規定されております。それで、これを受けて十四条におきまして、電気通信業務の種類等の変更について規定をされております。これは当該区域において、第一種事業者の過剰設備、つまり共倒れを防止するため、そしてあらかじめ明確に予見される場合に限り調整を行うことができる、こう受けとめております。しかし一見、競争原理の導入ということこの需給調整ということとはなじまない事項だと思えますし、これは極力介入を避けるべきだろう、そういうふうに考えるわけです。

そこで、第一種事業者の参入あるいは設備計画を抑制するものではないかと思っておりますけれども、この点についてはいかがですか。

○小山政府委員 御指摘の点、いわゆる需給調整というお言葉で申されたわけでございまして、私どもの法律案では、著しく過剰になった場合と申しております、この考え方は、初めから需要を限定して、それに基づいてすべての事業というもののに対する規制を行うという思想ではございませぬ。

当然基本的には、各企業者がその企業マインドに基づいて事業を進めていくことをまず第一にいたしまして、著しく過剰で、結果的にそれによってサービスを受ける方たちが、サービス料金にはね返って高い利用料金になるということが明白な場合においてのみということの考え方でございまして、したがって、あらかじめ需要を郵政省の方で決めて、この中における割り当てをしていくという考えは全くございません。

○鳥居委員 そうしますと、この十四条の軽微な変更でありますけれども、軽微な変更を超える内容というのは、電気通信設備の概要について大幅な変更であること、それから、電気通信業務の種類及び態様ということがかかわってくるだろうと思っております。

わけでございます。

しかしながら、今度の事業法は、機器というものを端末部分で一つ切りまして、これは電気通信役務ではなしに端末という一つの機器である、こういう観念をしておりますので、したがいまして、そういう観念からまいりますと、今までの公衆法にはあったといたしましても、今回は端末のいわゆる機器の修理ということになってくるわけでございます。

○鳥居委員 非常に重要な部分だと思います。

でないでいくのか、これははっきりさせなければならぬことだと思います。

続きまして、工事担任者の配置の問題です。

これは本来、ネットワークを守るために、一定の技術を持つている人に工事を担当してもらわなければならないという意味合いのものであったはずで、すから、この端末機器の設置工事ができるのは、公社職員であつても経験が長い、短いがあるから、工事担任者の配置を民間と同様に試験によつて配置しなければいけない、こうお考えのようでありますけれども、これはちょっとおかしいんじゃないですか。ネットワークをみずから壊していこうということはありません、い、こういうことになつていてよろしいのじゃないでしょうか。

○小山政府委員　工事担任者資格を必要とする理由は、先生御指摘のとおりに、ネットワーク保護の見地でございます。したがって、自営設備は利用者がその責任を持つということになるわけですが、片方、今御指摘ありました新電電の場合、新だろうと思います。この場合におきましては、新電電それ自体において、その保護のための一定の意味教育を受けた方というのは当然、そういった意味

で資格というものを認めていくというような方向で今後検討していきたいと思っております。

○島居委員　そうすると、第三者機関による試験というのがありますけれども、これはその経験を十分しんしゃくした上で、必ずしも受けなくてもいいと解釈していいですか。

○小山政府委員 おっしゃるとおりでございます。で、例えば今の電気通信学部の専門コースを出ているとかそういう方は当然、その中においてあるものとしてみなすような形で今後運用していきたい、こう思っております。

○鳥居委員 終わります。

○志賀委員長 次に、永江一仁君。

○永江委員 この電電公社民営化に関する三法の審議もいよいよ大詰めを迎えておりまして、先任の議員の方と若干重複するかもしれませんが、民社党を代表する立場において御質問させていただきたいと思います。

まず第一点は、この法の最も重要な観点は、民

営化することによって、競争原理の導入と同時に公社の活性化、そしてその賃金、労働条件を初めとする当事者能力を持たせるという中で公社の活性化をしていこう、民営化していこう、このことが今回の法案の最も重要な視点であるというふうに思うわけでございます。

そういう観点から、先般来の各党間のいろいろな交渉の中で、事業計画の認可に当たっては、収支計画及び資金計画は添付資料扱いにする、先ほども御答弁ございましたので、この点は改めて確認するわけでございますが、こういう点については我が党は評価するものでございます。

同時に、添付資料という形の中で、この内容でございませうけれども、その自主性を重んずるといふ観点からするならば、この添付資料扱いとすべき収支計画、資金計画の内容は、概要程度にすべきであるというふうに考えるわけでございますが、この点についてどうお考えになっておりますか。

○小山政府委員 先ほども御答弁申し上げたと

ろでございしますが、要するに、サービス計画とから建設計画というものの、そのサービスを受ける、直接利益を受ける利用者の方々の利益保護という立場でございしますから、当然その裏づけとしての必要な程度のものでございします。例えば人件費幾ら、物件費幾らというようなことは必要ないと思っております。したがって当然、そういうった建設計画とかサービス計画の裏づけになる添付資料でございしますから、必然的にかなり概略的なものになろうかと思ひます。

○永江委員 次に、附帯業務につきまして、これを認可の対象から除外したということでございますけれども、間違いございませんか。

小山政府委員 私とも政府案を提出している立場から申し上げますと、ただいま国会の方の各党の間でのお話というものは、まだ私ども確定的に聞いておりません。これは私ども現在、政府提出法案というものの原案において考えているところでございます。

ただし問題は、附帯業務ということが新会

社に、人回し作りの趣旨といふものを求めます。そして、幅広い事業活動を行い得るようになり、それによって民間会社らしい活動というものをここに求めているものでございますから、当然そういった意味におきまして、幅広い事業活動を認めていくべきであらう、こう思っております。

○永江委員　ただ、この話の中に、附帯業務に關する必要事項を今後省令で定めるといふ方向が出ておるわけでございますが、今局長が御答弁になつたように、会社の自主性を尊重し、その活動の幅を持たせるといふ観点から、今後そういった省令の制定の中では、弾力的な配慮をすべきであるといふふうに思うわけでございますが、その点、いかがでございますか。

○小山政府委員 基本的にそのとおりでございますが、問題は、どのような形になるにせよ、附帯業務というものと本来業務というものの間に一つの会計的な区分けというものはきちっとしていただいて、公共料金でありますところの通信費の方

から、附帯業務の方の援助をすることがないよう
にというだけの話でございまして、それ以外のこ
とは私ども、初めから求めるべきではないと思っ
ております。

○永江委員 次に、第三点の料金認可の問題でございしますが、先ほどもちょっと出ておりましたけれども、レンタル料というものがなかなか理解しにくい点もあるのでございます。こういった中で、ホームテレホンとかビジネスホンというものの扱いはどういふふうになるのか、こういうことについては、できるだけ自由にすべき点があるのじゃないかというふうに思うのでございますけれども、御見解をお聞きしておきたいと思っております。

○小山政府委員　先ほどとも若干申し上げましたけれども、ホームテレホン、ビジネスホンというものも、それ自身が役務の提供の一環としてとらえられた場合におきましては、これは役務の提供ということで料金認可ということになります。ただし、これはいろいろなことを考えます。

と、もう一つは、端末というのは売り切りがで
るわけでございます。そういたしますならば、レ
ンタルというような形のことにつきましては、ま
だ私、個人的な見解でございますけれども、いろ
いろ分割した売り渡し方だってあるわけでござ
います。それからリースというのもあります。した
がいまして、端末機の売却の方法をいろいろ工夫
するならば、この認可というものとは関係なくな
るわけでございます。

○永江委員 おっしゃるように、これは非常にいろいろなケースがあるということでございますけれども、できるだけそういう点についての自由というものを、ぜひ配慮していただきたいというふうに私としては申し上げておきたいと思ひます。

ところで、時間も余りございませんので、せっかくでございますから、大臣にお尋ねをするわけでございます。

何と申しまでもこの法律の基本は、当事者能力を持たせるといふ観点で、先ほども局長から御答弁いただいておりますが、今後の

新会社に対する労使の自主的な立場あるいは人事介入、こういうことはできるだけ行政の介入を排除するところ、最も今回の法案の趣旨がある。我々は理解しておるわけでございます。最後に、その点についての大臣の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○奥田国務大臣 当事者能力を十分發揮していただいて、経営責任も明確にしたい。そういつた形で、行政介入はできるだけ控えるという形の基本姿勢で臨むことは当然でございます。また、たびたび御指摘もございましたけれども、経営の根幹である労使間の賃金の問題等は、自主的な経営責任のもとにおいて、労使の円満な形の中で決定すべきであり、そういった形にも政府は関与しないということも明言いたしておるところでございます。

○永江委員 終わります。

○志賀委員長 次に、佐藤祐弘君。

○佐藤祐弘委員 最初に、共産党の質問時間はあと一時間半、これは合意されておったわけであり。これとても十分ではないと私は思つておりました。たわけですが、それが共産党を除く会派の間で修正の話が進められたということから、不当にも十分間に制限されたこと、この委員会の場で強く抗議の意思を表明しておきたいと思ひます。

電電法案には、まだ究明されなければならぬ問題点がたくさん残つております。国民の財産である電電公社を民営化する、財界、大企業の手に渡すとか、公共性が企業性の犠牲にされる、そういった問題があります。

きょうは、特に通信主権の問題、またニューメディアとプライバシー保護の問題、さらには、V・A・Nの発展に伴つて進むであろう大企業による産業再編成、それから中小企業を守る問題等々、突っ込んだ質疑をしたいと考えて、これだけたくさん用意してきたが、まことに遺憾ながら、外資の参入と通信主権の問題に絞つてお尋ねをするということになりました。

大臣にお聞きをしたいわけでは、

まず、電気通信事業は、国民にとつても国家にとつても極めて重要な神経系統であるということ、当委員会でも繰り返し討議をされてきました。この重要な分野に外資、外国企業の参入を認めるということ自体、国の主権の侵害を許す重大問題であると我が党は考えております。

事実郵政省も当初、第二種についても、国家の安全保障という面からも外資規制が必要だという考えを持っておられた。ことしの二月に私が説明を受けた段階でも、そういう説明でありました。それがどうして変わったのか、その点をまずお聞きをしたいと思ひます。

○奥田国務大臣 通信主権の問題、国の神経系統に当たる重要な基幹分野であるという認識においては、先生と全く変わりないわけでございます。したがつて、この一種事業に關しましては、厳しい外資規制の枠の中で、こういつた一種事業に対する外資の規制というものを厳しく条件づけておることも事実でございます。

ただ二種の事業は、これからの新しい情報化の技術の進展に対応してもろん、V・A・Nを中心としていろいろビデオテクスとかファクシミリとか多彩なメディアの利用を国民に、きめの細かい形でサービスを提供しようという分野でございます。しかしながら先生の御指摘のように当初、原則自由としながらも、緩やかな外資規制を考えたことは事実でございます。このことは、ある特定外国資本に、巨大資本、巨大技術によつて一社独占というふうな、日本のそういった二種事業が席巻されるという危険の念を抱いておったわけでございます。

しかし、その後の調査のいろいろな結果を踏まえまして、我が国の技術もそれに十分対応し得るという考え方に達しまして、内外無差別という形の開放という形をとつたわけでございます。したがつて、先生が御指摘のとおり、通信事業は、あくまでも国の安全保障に關する重要な国の神経系統に屬する基幹産業であるという認識の点においては、今日もいささかも変わつておらないわけでございます。

けでございます。

○佐藤祐弘委員 認識が変わつていないと言われながら、外資の参入を許す、これは私は明らかに矛盾だと思ふ。

そして、第二種が第一種よりもうんと軽いものだということではないわけでは、第二種については、大臣自身の発言でもありましたが、言うならば新幹線だ、在来線に対する新幹線、ハイウェイだというふうな見方もあります。事実、今後いろいろ発展していく中では恐らく、産業内、産業間、そういうものを結ぶ主要な通信になるだろう。そういう意味では、公共性はますます高くなるといふふうに私たちは考えております。

そして、今のような御答弁にもかかわらず、もう一つ我々が見る必要があると思つておりますのは、この郵政省案が変わつていく過程、これと並行していいますか、絡む形で、アメリカ政府からの要求が相次ぎました。これは大臣御承知のとおりです。

例えば一月七日、オルマー商務次官がホノルルで演説し、米政府は、改正法案、これは日本の電電法案のことでありますが、改正法案に外国企業の参入を制限するような条項が盛り込まれるのではないかと懸念している、この種の制限は、外国企業にとつて新たな貿易障壁になる、時間がありませんので紹介はできませんが、以下、いろいろ繰返し対日要請がなされております。結局、そういうアメリカの強い対日要求に、郵政省並びに日本政府がその圧力に屈したのではないか。その点、私は非常に大問題だといふふうに思つておりますが、いかがですか。

○奥田国務大臣 先生御指摘がありましたように、オルマーさんも米日の折、私も直接お会いをいたしました。また、マンスフィールド駐日大使も、この電気通信事業の問題について、わざわざ省までおいでになりました。また、ブロック通商代表からは書簡もいただいたことは事実でございます。その際に明らかにいたしておりましたことは、

あくまでも通信政策は、我が国の通信主権に基づいて自主的に決定なさるべきものである、あなた方の御要望は一つの期待表明として受け取ります、という形ではっきりと、通信担当の大臣としては、自主性をこれらの方々にもはっきりと訴えておつたことは事実でございます。

したがつて、いろいろな日米間でのそういった形の交渉と申しますか、そういった対応をした動きがあったことは事実ではございますけれども、私たちは国の通信を預かる立場として、自主性、独立性をいささかも損なわず、アメリカ側からの要望は一応期待表明であつたという形で受け取つた次第でございます。

○佐藤祐弘委員 昨日の連合審査会での大臣答弁でもありましたが、西ヨーロッパ、ドイツにしてもフランスにしても、アメリカの要求を受け入れていない。その意味では、日本だけが例外的だとおっしゃつておられるわけでは、それについて、先導的な方向に行つておられるのだという説明でありましたが、私は、これはどうも言いわけではないかといふふうに思つております。

アメリカの自由化要求のねらいが何であるか、それは大問題だ。現在、世界で自由化を要求しているのはアメリカだけであります。そして、みづから自由化を一九八〇年に決定したその意図は、自分たちは優越的な力を持つて、これからアメリカが他国にいろいろ参入されるおそれはない、自国を自由化することによつて他国に自由化を求めていく、それがアメリカのねらいであることは明らかであります。

例えば、フランスのル・モンド紙などでも、そういうことが非常に明快に特集で指摘をされております。私はその点、もう時間が余りありませんので突っ込んでいきませんが、客観的にはそういうことであろうということを指摘をしたいわけがあります。

もう一点、大問題でお聞きしたいのは、そういうふうに日本のかく重要な通信分野に外国企業がどつかりと腰をおろす、このこと自体が

大問題だと思われはありますが、もう一つは、IBMとかATTがやろうとしておりますVANですが、VANというのはその性質からいって、ネットを使ういろいろな企業とか業者、そういうもののさまざまな情報、企業の秘密といひますか、そういうものがすべて、VAN業者が握ろうと思はば握れる、そういうふうには聞いております。

先日真藤総裁も御答弁の中で、そのような意味合いのことをおっしゃったというふうに承知してゐるわけでありまふ。そうしますと、IBM、ATTが日本の産業界などの情報を握ることができ、これ自体が大問題だといふは思ひます。

同時に、これがアメリカに、あるいはほかにも流れていく危険性があるというふうに私は考へるわけだ。現に数年前、南米で同じようにアメリカへ流れたということが起きてまして、大問題になったこともあります。こういう点についてはどういうふうにお考えか、非常に大事な問題だと思ひますので、大臣にお聞きをしたいと思ひます。

○奥田国務大臣 確かにVANのシステム、とりわけ不特定多数で全国ネットを有するような形の大型のVAN事業者、それが外国企業であれ日本の企業であれ、情報のぞき見されるという形は、技術的には可能であらうかと思ひます。しかし、通信一種であれ二種であれ、そういう形で企業の機密あるいはプライバシーの問題等々をもしも盗み取りし、のぞき見をしていくという形がありますれば、これらの点はまことに重大でございます。

そういう形がもしあれば、我が国はこれを憲法でも保障していると同時に、通信事業全般にかけて厳しくそういう法的に明定しておるわけでございますし、そういう形になれば大変なことでございますし、そういう意味からいひても、二種事業は内外無差別の原則をとっておりますけれども、そういう一定の資格、一定の技術責任というものを、特に影響の多い大型VANに対しては明定しておるところでございます。

できるだけ、万が一にもそういう先生の御懸念になつてゐるような形にならないように、そういった点は重要な一つの形として基本的に受けとめてまいりたいと思つております。そういうことのないように、行政的に万全を期していきたいといふことでございます。

○佐藤委員長 時間が参りました。最後に、この電電公社並びにそういう電気通信分野の民間参入、これは非常に大きな問題を残しておるというところ、そして、このまま成立するならば悔いを千載に残すものであるといふことを指摘して、質問を終わります。

○志賀委員長 この際、竹下大蔵大臣より発言を求められておりますので、これを許します。

○竹下国務大臣 「新電電の株式売却収入の使途についての政府の見解」、これを読み上げます。

一、今回の電電公社の民営化は、将来の高度情報社会に向けて、事業の公共性に留意しつつ、民間活力を導入し、事業経営の一層の活性化を図ることを目的としてゐる。

この趣旨から見れば、政府がいつまでも全株式を保有するのは望ましくないもので、政府としても漸次株式売却を行いたいと考えてゐる。

二、株式売却収入の使途については、種々議論があることは承知してゐるが、いづれにしても国民共有の資産であることに鑑み、国益にかなうよう、今後、予算編成の過程を通じて、政府部内において慎重に検討してまいりたい。

いやくも国民に疑惑を抱かせることは断じて許されないので、政府としても厳正かつ公正に対処する所存である。

正確を期するために就ましていただきました。

○志賀委員長 質疑を続行いたします。阿部末喜男君。

○阿部(末)委員 今大蔵大臣はいみじくも、国民共有の財産であると、そういう認識に政府が統一見解として立つておられるようでございます。

言うまでもなく、今日の日本電電公社の財産は、これは国民が出し合つた財産であつて政府のものでないことは、今大臣がおっしゃつたとおりでございます。今回のこの日本電電株式会社の法案の中には、電電公社がすべての財産を出資して、おおよそ一兆円の株式を取得する、その一兆円の株式を政府が無償で譲渡を受ける、こういう内容になつておるわけでございますから、したがつて、国民共有の財産であるこの株式がどういう目的に使われるのだろうか、どういふふうに通営されるのだろうかといふことについて、国民は非常に注目をしておるところでございます。

先般来、大蔵省からの御出席もいただきましたが、当委員会の審査を進めましたけれども、その点について何ら明確な使途が示されておりました。したがつて私は、この膨大な国民共有の財産を今後一体どういふふうにお使いにならうかと考へておるのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 阿部委員の御質問の内容は、私も同じように理解をいたしております。まずそれが大前提でございます。

今財政当局として申し上げますならば、いわば今度は財政法上、一般会計に帰属するという趣旨のものでありますだけに、これにつきましては、いわばその都度、国政全般について、これを広い角度から検討してその方向は決めるべきものであらうといふことが、私どもとして申しますならば、原則的なお答えにならうかと思つております。

○阿部(末)委員 国民共有の財産であるという認識に立つならば、その使い方につきましては当然、国会等で議論をしてお決めの願ひ、その理解をしていひわけでございますか。

○竹下国務大臣 これは何分にも予算によつて国会の議決を得なければ売却そのものができないわけでございますから、当然のこととして国会における議論等は、その国民共有の財産たるものを国民全体のために使う場合、重大なるポイントにな

らうかと考へております。

○阿部(末)委員 続いて質問をいたしますが、いわゆる新電電公社は、責務としていろいろな研究開発等が義務づけられております。研究開発といふようなものは、それ自体は決して収入を伴うものではないけれども、新会社にはその責務があるわけでございますから、例えば、この株式の中から基金といふようなものをつくつて、この開発等に充當できるような準備をしておくといふようなことも一方法と考えられますが、そういう御検討をなさる用意がございませうか。

○竹下国務大臣 この基金構想という中身を判然と私も整理しておるわけではございませんが、そうすると、財政法上の建前からいへばいわば特定財源、こういうことになり得る可能性もあらうかと思ひます。

そういたしますと、今まで申し上げました私どもの筋から言ひますと、今日のいわば行財政改革に当たつて、そうした特定財源を伴うような基金等の創設は好ましくない、こういう指摘を今日までいただいておりますので、その立場からお答えするならば、基金を創設するといふことは今日、私どもとしては検討をしたという実績はございません。

○阿部(末)委員 もちろん検討をした実績があるかといふことを聞いておるのではなくて、そのお金の性格から考へて、そういうものが当然考えられていいのではないか、検討してみる御用意があらうまいしうか、どう伺つておるわけでございますか。

○竹下国務大臣 基金といふものについては今は考へておりませんとお答えするのが、正確であらうかと思ひますが、ただ、先ほどの論理から申しますと、国会等の議論の経緯等を踏まえなければ、当然のこととしてこれが使途といふものについては、国政全般の中にどのよう位置づけるかといふことはできないわけでございますので、その意味における先生の御提言というものは、私どもも念頭に置くべきものであるといふふうに理解

をいたします。

○阿部(未)委員 これは大臣、大臣は専門家ですからお伺いしますが、大体プレミアムといいますが、そういうものがついてどのくらいになるかと考えられますか。

○竹下國務大臣 これは専門家とおっしゃいましたが、非専門家の相当な方でございまして、そういうことを軽々に予測すべきものではなからうかとも思っておりますが、ただ先生、これは政府保有のものを市場に出すわけですが、そうすると今の例で考えてみますと、新株を市場で調達すると同じような形式になる。

そうなりますと、昭和五十六年でございましたか、約一兆八千億ぐらいがこの市場のキャパシティでございまして、五十八年は八千億ぐらいでございまして、そういう日本全体の資本調達市場のキャパシティ等のごときもございまして、恐らく国会で御議決をいたして限度額も決まるわけでございますから、今そのプレミアムを論ずるには余りにも私の知識は貧困でございまして。

○阿部(未)委員 大変、大変謙遜されたお言葉でございすけれども、仮に大蔵大臣、プレミアムがどうなるかという問題は将来の課題としても、おおよそ一兆円の株式になることはこれは間違いない、今日までの議論の経過で、一〇〇の配当がありまして、年間一十億の配当はあることは間違いないから、これは膨大な金が入ってくるわけでございますから、これは早くどういふうに国民に還元していくか、そのことを考えてもらわなければならぬので、そういうことについてはどうお考えでしょうか。

○竹下國務大臣 一兆円ということが、恐らくいわば一兆円程度とでも申しませうか、あるいは上限と申しませうか、どういう表現で議論なされたか正確には存じておりませんが、そういうものを仮に念頭に置きました場合、これは配当もまた、一割配当というのを今の段階から固定する議論も、あるいは冒險かと思ひますけれども、ただ現実問題として、これから会社が出て、それか

ら正確には資本の内容もきちんと決まるでございませうし、そういう仮定の状態で今日まだあるわけですね、法律を通していただいたわけでもございませぬし。その際、所管ならざる國務大臣が軽々に論ずることは、むしろ国会の審議に対して非礼になるではないか、こういう感じでございます。

○阿部(未)委員 私は一例として申し上げたんですが、一〇〇の配当があったとしても一十億入ってくることは、これは算術計算で明らかになつてございまして、それだけ膨大な金が入ってくるものが明らかになつておるにもかかわらず、これを国民にどんなふうに使いますかということに無理にしないまま、法律だけを通せということに無理があるのではないかと、こういう気がするのですが、この点は大臣、どうですか。どうも大臣、この法律が通らない方を期待しておるわけですか、今のお言葉では。

○竹下國務大臣 いや、ありがたいことだと思つておりますのは、普通例え、予算を御審議いただいております、そのわずかに前に、仮にその使途とか、なかなか箇所づけ等が外へ漏れますと、国会監視もはなはだしい、こういつてストップするというのが長年の慣例のように私は知っております。したがって、これが通つたらどうするかという前提で御質問いただくことは、私も内閣一体の責任の中の間接としてありたいことだな、こういうふうにご感ずるわけでございます。

しかしながら問題はあくまでも、一般会計というところになりますと、それはやはり国全体というもののうちでその都度、予算の単年度主義の中で決定していくべきものでございまして、それを特定して、私も単なる予算編成の調整権のあるだけの大蔵大臣がそのようなことを予見するのは、むしろ私の分を越したことでないかというふうにご感ずるお言葉です。

○阿部(未)委員 それはいいわけなさつきおっしゃつた国民共有の財産を召し上げるに当たっては、まことに不見識な御意見ではないかと私は思ひま

すね。こんなふうに使いたいのだからというのがあるて初めて成り立つのであつて、取るだけとはにかく取りませう、法案の内容はそうなつておるのです。取るだけは取りませう。後をどうするか、取つた後で考えませう、こういうお話に今の大臣の御答弁はなるわけですが、これは国民は納得できない。

ただ、きょうはもう時間もありませんから、これは仮に成立したとすれば、来年の四月からなる予定のようでございます。その間まだ時間がありますから、ゆっくり議論をさせてもらいます。少なくとも来年の四月までには、もし使ひ場合にはこういう形でこうしたいということだけは明確にしておいてもらいたいと思ひます。しかも、新しい会社はまだたくさん負債も抱えております。その負債についても、やはり配慮しておいてもらわなければならぬ課題だと考えます。それからもう一つ、大蔵省というのには大臣、あなたが大臣で気の毒ですけれども、取ることは非常によく取るが、後は、取るのは上手だが、使うときに人に相談せぬで使う傾向が非常に強いようでございます。これは今申し上げましたように、研究開発等の課題も残されておるし、しかもこれは国民共有の財産でございまして、この株の放出とか運用とかいろいろ問題については、この会社の監督官庁である郵政省と十分に連絡を取り、協議をしながらその取り扱いを取り運んでもらいたい、こういう期待を持っておるが、この点、どうでございますか。

○竹下國務大臣 最終段階のところ阿部さんおっしゃつたのは、私もそのとおりであると思つております。

ただ、召し上げることが上手だとおっしゃいましたが、そうではなくて、お願いいたしましてお聞き届けいただいて、国会の御協賛をいただいていつもいただいております、こういうことでございまして。

○阿部(未)委員 じゃ、最後に一言だけ大臣に申し上げておきますが、反論するわけじゃありません

んけれども、当初、財政が苦しいから電電公社から千二百億ずつ四年間、そのときこの委員会で大蔵省が約束したことは、今回限りの特別な措置でございまして、今後絶対にございませんと云つた舌の根が乾かないうちに、今度はまた二千億上積みして召し上げておるのです。ですから私は、召し上げるのが上手だ、こう申し上げたのですけれども、後段について御了解がいただければ、私の質問を終わります。

○志賀委員長 次に、佐藤鶴樹君。

○佐藤(鶴)委員 私は前回の委員会、いやしくも国民の共有財産と言われる電電公社の資産というものを、途中は除きますけれども、政府の保有株として売却する限りは、民営化するに当たつて、いやしくも利権が発生をしないように、それから、一部の勢力によつてこれが独占をされて支配をされることがないように、そして、新しく発足をしますこの新電電の経営というものが安定をして、雇用も安定をして、そして高度情報化社会の中で中心的な役割をこの新電電が果たす、そのための制度的なあるいは行政的な手段というものをつくつておかねばならぬという趣旨から、お伺いしたわけでございまして、残念ながらきょうこの時点で、あと数時間後に当委員会をこの法案が通るでありませうけれども、民営化の一つの側面でございます株の売却について、一体いつからこれが初まるのか、やろうとしているのかという点については、いまだにはつきりしないわけでございます。

本来でしたら、竹下大蔵大臣と一問一答をやりたいのでございまして、時間がありませんので、私、まとめて質問させていただきますので、まとめて御答弁をいただきたいと思ひます。大臣の今の御答弁の中にも、いつまでも全株式を持てていることは好ましくない、漸次株式を売却していききたいのだということを言つておられるわけでございますが、一体それでは六十年にやるのですか、六十一年度なんですかということすらはつきりしないわけでございます。

大臣御存じのように、通常のルールでいけば、これは国民の皆さん方に買ってもらうことでございましょうから、その資産の内容について当然のことながら、ディスクロージャーをして、一般商法にのっとった財務諸表というものを国民の皆さん方に見せて、そしてこういう内容でございまして買ってくださいというのが、これが一般通常のルールであることは大臣、御承知のとおりでございします。

しかし、今まで電電公社という形であったがゆえに、一般商法上の貸借対照表なり損益計算書というものはできません、できておらないわけでございます。それから、二年間はひとつ財務諸表が商法上のものができると株は公開をしませんというルールをとるか、あるいは、これは上場しようと思ひますれば、上場基準からいって、会社設立後五年間は上場できないわけでございますから、流通ができないということになりますので、それじゃ五年間待つのかということもなっております。私、これは会社の性格からいって、特殊な性格を持ったところでございますから、必ずしも絶対的にそのルールを通らなければならぬとは思ひませんが、しかし最低限のディスクロージャー、財務諸表の公開ということはないでございまして、膨大な株を国民に買ってください、ということも、これもまたおかしいのではないだろうかと思ひわけでございます。

しかも、民営化によるコストの増がどれだけになるか、これも実はもう少し詰めたかったわけでございますけれども、法人税を初めとする国税、地方税等々でざっと二千億、それから雇用保険や労災保険、こういったもので約百七十五億、それから道路占用料で約三百億、そのほか減価償却が一般税法上でどうなってくるのかという様な違い等があり、退職給与引当金があり、あるいは非独占的な経費、今までは独占だったのがゆえに要らなかつたけれども、独占でなくなつた場合に必要経費等々を勘案をしてみますと、一体その財務

諸表というのがどうなっていくのかということについて、私は大変疑問が出てくるわけでございます。

一体それを、従来の公社が発表しておりました貸借対照表なり損益計算書というものをもう一回もとから洗つてみて、それをできる限り商法に近い形に税金まで全部出して、減価償却も税法にのっとつたものに書きかえて、そして財務諸表を出して、国民の皆さん、こういう内容でございします、ただしこれは完全に商法ののっとつておりませんけれども、かなり近いものですから、これを信用して買ってください、こういうやり方をやるのか、それとも冒頭申し上げましたように、従来の最も基本的なあり方であるところの、商法ののっとつて財務諸表ができるまでこれは売却をしないという方針なのか、そのプロセスについてひとつお伺ひをしたいと思いますのであります。

もう一つは、利権に結びつかない方法、担保措置の問題でございます。今阿部委員からも御指摘がございましたけれども、どのくらいのプレミアムがつくのかかわりませんが、大体資本金が一兆円だと言われている、そして純資産が四兆三千億円だと言われている、最低限これは四倍以上のプレミアムがつくであろうということ、大体これは常識的にわかるわけでございます、細かく専門家に任じて、類似会社比率方式なりあるいは公開価格算定方式なりいろいろな算定の仕方がございしますけれども、そのことは今おきまして、ざっと四倍のプレミアムがつくであろうということが一応考えられる、大変膨大な金額になるわけでございます。

それに恐らく、当然これはどこかのシンジケート団にまともて売り渡すという様なことにならぬのでありましょう。私は当然、一般公募をなさるのだと思うわけでございます。そういうときに、何らかの形で利権が発生する様なことがあつてはならぬと思ひますが、その手はずというのは一体どうしていくのか。

神の問題として、新商法では一株五万円という額面に新しくなつていくわけでございます。四倍のプレミアムというところは二十万円の価値になるわけでありまして、一株二十万円というのは、いかに金額として大き過ぎるのではありませんか。これはやはり阿部委員からも御指摘があつたように、いわば加入者あるいは債券を買った人が築き上げてまいりました資産でできた財産でございしますから、あまねく広く国民大衆がこの株を持つてもらへるという方式というのを考えるということが当然なではないだろうか。そのためには、細かいことのようにございしますけれども、これを五万円等の額面にするのではなくて、無額面株にして、あまねく広く国民大衆の皆さん方が買いたいという方については買つてもらへるような、そういうやり方というのを当然考えるべきじゃないかと私は思ひます。

あわせて、だれかに独占的にこの株を持つて支配をされるというのをなくするために、少数株主権の三割条項というのを発効させて、だれかがこれを独占をする、どこかの法人がこれに支配権を持つてというようなことがあつてはならぬ、そういうことを定款の中で定めるべきだとも思ひます。

最後になりますけれども、株式会社になれば安定株主工作ということを考えるのは、企業経営者の当然やらなければいかぬことでございますから、その意味からいいますと、まあ金融機関もございまして、あるいはユーザーとしての事業会社なりあるいは生産会社もありましょうし、そういう方々に、大変大規模なものでございしますから、持つてもらふということも当然考えることになると思ひますけれども、もう一つ、この際忘れたらならぬということは、やはり従業員の方々にもこの株を持つてもらふということを、積極的にやるべきではないかと私は思ひます。

今社員持ち株制度というのが大変発達をしておりますし、これは従業員資産形成という意味だけではなくて、社員のモラル向上とか、あるいは福利厚生対策等々という面からいっても、今後の新電電が経営的にも安定をしていくという立場からいっても、私は非常に重要な要素ではないかと思ひます。

たぐさんの問題について御質問を申し上げましたけれども、お答えをいただける点についてはお答えをいただき、阿部さんは来年四月一日と言ひましたけれども、予算等の関係もありましようし、冒頭の問題もございしますので、でき得る限り今申し上げましたような問題についてお答えをいただき、本来、こういった基本的なことが何ら明らかにならないで法案が通るといふことは、私は極めて遺憾だと思ひます。いろいろな政治情勢がございしますから、そのことについてはきょうは敢しく追及をいたしませんけれども、答え得る点につきましてはお答えをいただき、かつ、残された問題につきましては、次の予算委員会の中でも御答弁ができるように、ひとつ大蔵省として準備をしていただくということを申し添えて、私の質問をいたします。

○竹下国務大臣 今佐藤委員、いわゆる専門的な立場からの御意見を交えた御質問でございますが、窮屈なことを申し上げますならば、電電株式会社の株式に係る事項は、御審議いただいております法律案に基づきますところの設立委員によって検討されるということでございますので、今の段階で私から申し上げるものは具体的にはございしません。

ただ御説になりました、いわばこの利権が生じなければならぬと、そうした問題は厳正に対処しなければならぬと、また、最後に御質問になりました、私が国会へ出てからもたしか日本合成ゴムが何かのときにそういう議論があつたと思うのでありますが、そういうことは、今の議論等も踏まえながら、十分検討すべき課題であると思ひます。

ただ、いわゆる商法上の財務諸表の問題は、いささか専門的過ぎますので、証券局長の方からお答えした方が正確であると思ひます。

○佐藤(總)政府委員 若干手続的な問題ですの

で、補正させていただきますが、証券法上、同法が定めず売り出しに該当する場合には、有価証券届出書を提出することになっております。売り出しに該当する場合というのは、不特定多数の者に対して均一の条件で売却をする、簡単に言いますとそういう場合でございますが、その有価証券届出書の中の記載事項の一つとして経理の状況というのがございます。経理の状況として先生御指摘のように、直近二事業年度の財務諸表を記載するということに原則としてなっております。

原則として申し上げましたのは、会社を新たに設立いたします場合に、公募の方法で設立するケースがございます。この場合は、財務諸表がございませんで、財務諸表を添付しないでも有価証券届出書の提出をするという扱いを認めておりますので、そういう意味で原則として申し上げたわけでございます。これが一般的な取り扱いでございます。

○佐藤(副)委員 時間ですから終わりますが、大臣、最後に一言だけ伺いたいのです。要するに六十年、来年の四月一日から会社が発足するわけですが、六十年年度には政府持ち株の売却はしない、こういうことなんでしょうか、それともまだ何も決めてないということですか。

○竹下 国務大臣 厳密に言えば、やはりそれも今後の検討事項というお答えをせざるを得ないのじゃないかと思えます。

○佐藤(副)委員 終わります。

○志賀委員長 次に、小谷輝二君。

○小谷委員 このたび公社が新しく新電電という株式会社に変わってございまして、新電電は株を公社に渡し、幾らかわかりませんが、そうして公社は解散する、その株はそのまま普通財産として大蔵省に帰属し、大蔵省が扱われることになる、このように承知しておるわけでございますが、大蔵省が法律で三分の一以上保有する、このように決められた根拠、まずその理由はどのようなわけですか。

○小山政府委員 この三分の一と申しますのは、

安定株主として政府が支配し、特殊決議などというものによりまして定款の変更などというものがその間、政府によっていつも安定的に株主として経営していくということを旨としたものでございまして。

○小谷委員 これは政府が持つということの根底には、公共性、公益性を担保する、こういうことが当然うたわれておると思えます。この点はどうですか、大臣。

○竹下 国務大臣 これはやはり所管省からお答えすべき問題だと思えますが、公共性、公益性、それはそのとおりだと思えます。

○小谷委員 大蔵大臣は御存じでないかも知れませんが、公共性、公益性につきましては、今回法律改正で、電気通信事業第一種事業で国際電電もあるわけでございます。これは最も公共性、公共性の強い第一種事業でございますけれども、これは政府は株を持っています。この点について、現在公社がおおむね十分の一保有している、このように承知しておるわけですが、これは政府が保有するということ考え方はあるのですか。

○小山政府委員 ただいま御質問いただきましたKDDの關係でございますが、ただいま確かに十分の一を電電公社が所有しておりますが、それ以上政府が所有するということとは考えていないところでございます。

○小谷委員 では、せっかく大臣お見えになっておるのですから……。

電気通信事業の育成につきましては、これは電気通信審議会がことしの一月に「二十一世紀に至る電気通信の長期構想」というのを発表いたしました。その中に、高度化のための長期指針というものを策定すべきである、このように策定を求めているとして、特にその中で、重点的に対策を講ずる事項として、将来社会への先行投資として、光関係技術等の先端技術分野に対する開発、これは巨額の資金を必要とする。そうしてさらに、衛星通信の利用の促進、これとて大規模な国家資金

の投下が必要である。そのほか、衛星通信サービ

スの助成とか、またデータベースの構築の助成とか、こういうかなり莫大な資金を必要とする。新たな二十一世紀に向かう電気通信事業、公正な競争原理を導入して活性化を図っていくには必要である、このように述べておるわけでございますが、この点についての資金の手当て等については考え方がありでしようか。

○竹下 国務大臣 これも率直に申しますと、今財政当局の私からお答えする立場にはないではないかと思っております。所管省がございまして、その要求等がありまして、広く国全体の立場に立つて予算の調整をする立場にありますので、やはり主張そのものは所管省のお答えの方がより正確ではなからうか。ただ私も、国会でこのようにして熱心に行われております議論には、絶えず耳を傾けなければならぬという抽象的なお答えが、やはり大蔵大臣の限界ではなからうかと思えます。

○小谷委員 郵政大臣も、本会議の質問の中のこの長期指針のことにつきましては、国がこの長期指針をできるだけ早い時期に制定をしたい、このように答弁をされておるわけでございます。改めて伺いはいたしませんか。

そこで、私が申し上げたいのは、この株の売却は、先ほど大蔵大臣からの統一見解がありまして、たように、国民の長い間積み重ねてきた資産でもあり財産でもございまして、したがって、電気通信事業を通して、そうして国民に広く還元すべきではないか、それがこの資金の使途としては、性格から見ましても当然ではなからうか、このように思うわけでございます。

それにしても今日、国の財政事情、また来年度予算につきましても、ゼロシーリングと言われるような状況の中で、いよいよ来年の四月一日から新たな民営化の競争が始まってまいりますし、それに伴ってこのような研究開発投資というのは直ちに始まってくる、こういう状況にあるわけでございます。

したがって、これらの株の売却は、大蔵省は

さきに、そのような資金は基金としてはつくる考え方はないという考え方でございまして、一部でも特別会計というものをつくって、そのような目的に合致したこういう資金の使途の目的として使用するような方法を考えるべきではないか、このように思うわけでございますが、この点はいかがですか。

○竹下 国務大臣 まさに国民共有の資産でございます。それだけにそれはその都府都府、国益にならうような国全体の施策の中で、慎重に検討をされて決められるべきものでございまして、いわゆるこれを特定財源という意識の上に立つて財政当局者がお答えをするというのは、適切ではないではなからうか。ただ小谷さんの、これこそまさに国益にかなう国民全体に対するあるべき姿であるという意見は意見として私も承るというのが、財政当局のお答えの限界ではなからうかと、こういうふうに考えます。

○小谷委員 終わります。

○志賀委員長 次に、鈴木強君。

○鈴木(強)委員 総理大臣、連日の御健闘を心から感謝申し上げます。

私は、去る五月十日本会議におきまして、この三法案について総理にも質疑をいたしましたのでございますが、自來、きょうまで慎重に審議を進めてまいりました。その結果、どうしても総理大臣にもう一度御質問を申し上げておかなければならぬことがございまして、時間の関係上で数点に絞ってお伺いをいたします。

その第一は、電気通信事業の公共性確保についてでございます。法案全体の審議を通じて私は特に痛感をいたしましたことでございますが、電気通信事業に対する公共性が余りにも軽視されております。一面では、企業の活性化とか、あるいは効率化が優先的に打ち出されているものと判断せざるを得ません。

政府は、電電事業を民営化しようとしていますが、これまでの電電事業の国民に対する重要な公

共的役割と今後の高度情報化社会へ向けての基盤的役割が軽視されていると考えます。総理は、将来にわたっても電気通信事業が国民生活に極めて不可欠なサービスであり、安価で、良質なサービスを提供すべきものであり、競争原理導入によって公益性をどう維持していくのか、ここが非常に問題な点だと思いますが、どうしてもよくわかりませんので、総理から明快な答えをいただきたいと存じます。

○中曽根内閣総理大臣 今回の改正は、いわゆる高度情報化時代の戸口に立ちまして、日本の電気通信体系、制度に根本的な再検討を行い、将来に向かって日本の電気通信事業体系というものを発展させるために行っているものであり、同時に、国民の利便等も考えて行っているものであると考えます。

一面において、今回の改正は、いわゆる公社を改革することによって民間的手法を導入する、そして経営責任体制、自主決定という方向に大きく前進させる、それと同時に、また一面公共性を確保する、両面の調和点をとらえてやっているものと考えております。

公共性の確保につきましては、一種の事業につきましては、役務の提供義務であるとか、あるいは株式の保有について政府保有というものをある限度を示して義務づけているとか、あるいはもとより検閲の禁止、あるいは秘密の保護等についてもしかるべき責任体制をとらしておる、こういう点におきまして、あるいは大地震とかそういう非常事態が起きた場合につきましてもいろいろな措置を講ぜられるようにしてある、こういう点においても公共性というものは確保されておると思っております。

○鈴木（強）委員 今日まで百十四年の歴史を持つこの事業が公衆電気通信役務として位置づけられ、極めて低廉な、そしてしかも安全で確実な伝達をするという使命を帯びてきておるわけでございます。

今回の法案を見ますと、公衆電気通信というそ

の公衆がすべて消えておるわけでございます。これから高度情報化社会に向けてVAN事業というものがあるものと発展してまいるのでありまして、私たちがそのことについては理解できませんので、VAN事業をやることについては賛成です。しかし、一番大事な第一種、そして公共性の強いこの事業というものが会社移行によって途端にその比重を軽くしてしまつた。何かもうけ主義的な方向に進んでいくのではないかと非常に非常に懸念をするわけです。ですから、その点について総理として、今後この電気通信事業というものの公共性については、責任を持って安い料金で確実に速くつく、こういうことを使命にした、この目標というものを堅持していくというその基本的な態度を私は伺いたかったのであります。

○中曽根内閣総理大臣 鈴木さんおっしゃいましたように、全国民を対象にしまして、低廉にして安全な効率的な通信サービスが行われるように政府は今後も努力してまいるつもりでおります。

○鈴木（強）委員 時間がありませんので細切れになりますが、お許しをいただきますので、次にスト権規制について伺いをいたします。

政府提案の整備法案附則第三条では、当分の間スト権の十五日間の規制が行われることになっておりますが、本日新たに同法附則第四条を起し、政府は施行の日から三年後に法律施行後の諸事情の変化を勘案して附則第三条の見直しを行うものとすると修正案が提出される運びになりました。附則第三条に言う「当分の間」と今度の修正案の三年後に見直しというこの関連において、この施行後特段の事情変化のない限り今の十五日間の特別措置というものは当然廃止されるものと思はるわけでございますが、総理の御所見をお伺いをいたします。

○中曽根内閣総理大臣 この規定によりまして、与野党の合意を踏まえまして、三年後に新会社に係る特別措置について見直すことになりませんが、その際には電気通信事業分野における状況の変化等を勘案して、この措置の廃止も含め見直しを行

つてまいる所存であります。

○鈴木（強）委員 これは労働組合にとりまして伝家の宝刀であり、民間に移行した以上はぜひ、今、総理のおっしゃったようにこの新しく出されました附則第四条によりましてその目的が達成できまますよう重ねて私からお願いをいたしておきます。

それから当事者能力のことについて総理にちょっと確認をしたいのでありますが、今、電気通信事業は日本電報公社の経営になっておるわけでございます。ところが、この制度には多くの欠陥がございます。すなわち政府とか国会の拘束、統制というものが非常に多うございますが、新しい法律によりましてこれらの拘束、統制というものは最小限度に限定をして、例えば私が心配するのは、事業計画の認可等については郵政大臣、大蔵大臣が協議をして決めることになっておるのでありますが、経営の自主性を尊重して、少なくとも労使間における賃金決定等当事者能力については最大限に保障すべきだと思ひます。本会議でもたしか自主性は十分尊重するという奥田郵政大臣からの御発言があったことを今思い出したのであります。ぜひひとつ総理から改めてお伺いをしたい。

そしてもう一つ問題なのは、今後政府が労使の問題について介入をするというようなことが絶対にないようにしていただきたいのでございます。私は、国際電報が昭和二十八年四月一日から分離するときに、あの現在の国際電報株式会社法が通りました後、労使間の運営について勉強もしてまゐっております。しかし、どうかすると賃金決定の段階にいろいろな話が入ってくる、そして労使間の話し合いというものがなかなかうまくいかなかった、こういう事実を私は知っているのでござい

ます。長い歴史の中から二十八年に国際電報が会社に移行したわけでございますが、ストライキ権はもちろん、三法が保障されておりますが、どうしても国の方からのいろいろな介入というところと言葉が悪いと思いますが、いろいろなお話がございますまして、賃金決定の際に会社の幹部が頭を突

えてしまふというようなことがあったことも事実であります。

ですから、そういうことがかりそめにもあつてはいけな、そういう意味で、これは当然のことでございます。政府が、また第三者が労使に介入するなんということはできないことであるはずけれども、そういう経験を持っているだけに、私はこの際、総理大臣にしかと確かめておきたい、こういう意味で実は御質問をしておるわけでありまして、どうぞお答えをいただきたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 賃金の決定そのほかの労働条件等は当事者が自主的に決定すべきものでありまして、政府がこれに介入するということは適当でないと考えております。

○鈴木（強）委員 当たり前のことを答弁していただいたわけでございます。私があえてこれを取り上げましたのは、総理、大変失礼ですけれども、私の経験からしてそういうことがたびたびございました。ですから、やはり会社になつても何か国の方がいろいろの意味において、介入というところとあれですけれども、縛りをするような動きがあるんですよ。そういうことがありますと、せっかくまとまろうとしたものが一日延び二日延びて、結果的にはお客さんが迷惑をするストライキが続いていくわけですね。したがって、そういうことがあつては私はいけないと思つたのです。総理大臣が深い理解を持っていらつしやうて、当分前のことを答弁していただいたわけですから、私も素直にはいと言つて引き下がればよいのであります。が、そういう過去の経験があるものですから申し上げたので、もう少し、そうだ、そういうことがあつたらそれはいけない、おれはそういうことはやらぬというふうなお答えがでないのですか。

○中曽根内閣総理大臣 鈴木さんからももう少し味つけた話をしろ、こういう御注文でございますが、私の考え方をもう少し敷衍して申し上げますと、行管長官のところから電電公社の改組というこ

あれが削除された。これはまさに私はアメリカとの関係ではないかと思うのであります。

ところが、質問をしても郵政大臣だつてそれは言えないでしょうね。担当の局長だつて言えないでしょう。そうしたら、苦し紛れの苦しい苦しい答弁をやることもう目に見えるようにわかった。だけれども、私はそこまで言わなかったのですけれども、これは私の意見として、日本の通信主権というものを守るためには、それはアメリカとは友好国でありますから、できるだけ親密を深め、通信の分野におきましてもやることは結構です。だがしかし、基本的なその通信主権というものに對して侵されることのないように、ぜひしっかりやっていたきたい、こういうように心から思っているのです。まだ一分ありますから、一言……。

○中曾根内閣総理大臣　私は、できるだけ内外無差別という原則を貫くがいいと思つておりました。またしかし、第一種のようなものは國の基幹線を構成するものでありますから、これはそう簡単には考えられない。それ以外の二種に及ぶようなものについてはできるだけ内外無差別の原則をやつてよろしい、またそれが行われても日本の企業は對抗力を十分持つておる、競争した場合には絶対負けない、そういう私の見通しもありました。ですから少なくとも二種に関してはできるだけ内外無差別の原則を通すようにということを私は言つてもおりましたし、また、今回の法案をつくるときにはいろいろな考えもあります、ありましたけれども、一貫して私はそういう考えを持つてきたのであります、私の考えであるということをお断り知願いたいと思うのです。

○鈴木（通）委員　そう言わざるを得ないでしょう。ありがとうございました。

○志賀委員長　次に、武部文君。

○武部委員　この法案が提出されてから、当委員会できょうまでいろいろな論議をしてきたわけですが、私は、第一に、なぜこのような重要な民

営あるいは競争導入というものをこのように内閣は急ぐのか、この法案の提出は、提出期限をはるかにおくれで国会に提出をされてきました。特に中曽根総理はこの法案の提出に異常なほど熱心だと言われているわけですが、私は大変疑問に思うのであります。

俗な言葉で言えば、この株のうけで国の借金を穴埋めしよう、あるいはまさに将来洋々たる通信事業に対して、電電公社の独占に任せる手はない、民間の企業もうけは自分らも当然手にすべきである、そういう圧力が加わったのではないかと。さらには、先ほど来同僚議員からもお話がございましたが、貿易摩擦の関係から、アメリカの圧力でこの民営並びに競争原理の同時導入という、世界のどこの国にもないことをこんなに急いでなぜやろうとするのか、私は大変疑問に思うのであります。一体、この法案の提出に大変熱心である中曽根総理は、このようなちまたの意見に対してどうお答えなさるでしょうか、それをまずお聞きしたい。

○中曽根内閣総理大臣 第一は、先ほど申し上げましたように、高度情報時代を前にいたしまして、できるだけ国民のニーズに合った多様な、競争原理を導入した体系に持っていく方が高度情報時代にふさわしい結果を生む、そういう意味においても急ぐ段階に来ていると思いました。この今度の会社法案にもありますように、五年で見直すということが書いてありますが、公社から会社に移行しても五年ぐらいはその据わりぐあいがよくわからないということもあって、五年ぐらいの再検討の期間で見直すということになっておるので、これも時間がかかります。そういう意味からしても、できるだけ早目にスタートした方が高度情報時代に間に合うであろう、そういう考えが一つあったのでございます。

もう一つは、臨調答申を受けまして、政府は最大限に臨調答申を尊重してその実現に努める、そういうことを閣議決定もし、国民の皆さんにも公約してきておるところでございます。その臨調答

申の内容に盛り込まれておることを実行する、そういう意味において電電公社あるいは専売公社の改革を今回実行した、こういうことでございませう。

○武部委員 私は、先ほど競争とそれから民営が同時に行われた国はないということを言ったのであります。アメリカの問題は、やはり私どもとしては非常に関心があるわけでありませう。当委員会でも述べたのであります。この法案が提出される直前に、外務大臣からブロック米通商代表あてに書簡が出されておる内容であります。何点か問題点がありますが、その中に「通常は十年以上もかかろうる電気通信市場の開放という大事業が本法案により、わが国においてははるかも短時日のうちに導入されたことは注目されるべきことである。」という一節があるのであります。これは当委員会に法案が提出される前のものであります。十年もかかるような法律がこんなに短い期間に国会に提出されてきたというこの背景はここにあるんじゃないかというところは、この外務大臣の書簡の内容から見ても明らかであります。こういう点について総理はどういうふうにお考えでしようか。

○中曽根内閣総理大臣 臨調におきまして、かなり長期間にわたりました電電公社あるいはデータ通信の問題等について検討を加えておりました。そして臨調は、関係各省や民間の方々の御意見もよく聞いて、そして電電公社の改組あるいは専売公社の改組という方針を決めました。これはかなり前のことであります。それを受けて政府は、昨年の十月に自民党として大体こういう方向でいくという大綱を決めました。それから法律化に非常に努力したわけでありませう。やはり相当数の法律を改正しなければならぬから、法制局の作業でも大変なものでありまして、そういうことでございりぎりになって今議会の中盤で法案を提出するということになりましたが、これらの諸作業はアメリカから言ってきたからやっているのではないのであります。たまたま市場の開放というように問題で、いわゆるVANの問題が出てまいりました

が、これは我々がもう作業をしている途中に出てきた問題で、我が方の方針が、少なくとも自民党においてこういう方向でやるということ、大綱を決めた後に出てきている問題なのであります。そういう意味におきまして、アメリカの顔色を見ないやったものではない、臨調答申や自民党の電通政策に基づいて我々が進めてきた、そういう経過があるということをぜひ御理解いただきたいと思うのであります。

○武部委員 いろいろ御説明がございましたが、私はなかなか納得がいかないものであります。当委員会では政府側の答弁に、公社のままで競争原理を導入すると電電は第二の国鉄になると思ふ、こういう答弁がありました。これは認識不足も甚だしいと言わなければならぬのであります。少なくとも電電の持つべき背景は国鉄とは全然違ふ、実態も違ふ、さらには将来性についてはまさに雲泥の差があるのであります。そういう点の認識は、このままだけで電電は第二の国鉄になつてしまふ、だから今、公社のままでいいんだから競争を導入して民営にするんだ、こういう点は全く私は受け取れない、そのように指摘をしておきたいのであります。これは意見になりますからそれ以上のことを申し上げません。

今度の法案の審議を通して明らかになったことは、余りにも急いで出してきたために内容に全くちぐはぐな点が出てきた。例えば、新規参入を含めて電気通信産業のこれからの市場の動向は一体どうなるだろうか、そういう見通しも明らかではないのであります。一体新規参入がどういふものか、いつごろどういふ形で出てくるか、それはどういふサービスをするか、全く不明であります。さらに、百項目に近い政令、省令にすべてをゆだねておる、内容も明らかではない。我々が審議をするに際してもほとんどそういう資料らしきものはない。そういう中でしやにむに民営だ、やれ導入だ、競争だ、こういうことが提案されたというふうに私は思っています。

その前に、今、大蔵大臣からいろいろな答弁

がございましたが、株式の公開の方法あるいは利益の処分、こういう問題についても全く内容は不明確のまま、こういうままでも国民は一体この百十二年、多くの功績を上げてきた、そうしてその中の欠陥は今逐次正されつつある、そういう中で何でこんなに急いでやらなければならぬのか。しかも、アメリカあるいはイギリス、今、我々の数年前から始まっておる民営あるいは分割、そういう中で多くの問題点が出ておるのであります。アメリカの料金は三〇%も四〇%もはね上がった、あるいは故障の修理に何日かかってもやめてこぬ、そういう事態を我々はここで追及する、アメリカの料金が上がったのはインフレのせいだ、こういう答弁であります。とんでもない話であります。そういう認識不足が出ておるのであります。私どもは、そういう点を考えると、三年も四年もかかって競争を導入しながら民営に移行してきたイギリスの例というのは非常に大きな参考になる。そういうものを研究しながら競争を逐次導入していつか競争は必要でしよう。ですから、公社の独占ではなくて、競争を導入しながら一体民営はいかなる形でやるべきかということ、なぜそういうやり方をとれなかったか、私は大変疑問に思ふ。

そこで指摘をしたいのは、冒頭申し上げたような三点の、借金の穴埋めに株でプレミアムでもうけて、そして一般会計にこいつをぶち込んで赤字を解消しようというねらいがあるんじゃないか、アメリカの圧力に負けてATTやIBMに市場を開放したんじゃないか、こういうことを言われても仕方がない、私こういうふうに思うのですが、もう一回ひとつ総理の見解をお聞きしたいのであります。

○中曽根内閣総理大臣 まず第一に、電電公社がこのままだけで第二の国鉄になるということは私は考えておりません。それはまるっきり性格が違ふので、この点は武部さんと同じ考えであります。

それから第二に、電電公社が持つておる資産というものは国民全体の大事な資産であり、国民全体のものである。それを政府の名において今まで管理してきたので、所有権者はと言えば、突き詰めればこれは国民全体のものでございます。したがって、この資産を処理するという場合には、全国民を常に頭に置いて、そして全国民が喜んでくださるようなやり方で厳正にこれは処理していかなければならない、そう思っております。大蔵大臣から御答弁があったと思いますが、株式の売買等につきましても、この点については慎重かつ厳正に行わなければならない。それは国民全体の利益を考えてやる必要があると、かたく肝に銘じておるところでございます。

○武部委員 時間の関係であと二、三点お伺いします。

今回提出されました事業法というのは、確かに事業者を拘束する法律であります。しかし、情報の取り扱いについては規制はないのであります。今プライバシーの保護の問題であるとか、あるいはコンピュータ犯罪がいろいろ出ております。そういうものを防止するために情報の利用についての情報基本法を制定すべきであるということ、これは、当委員会でも何回も議論されてきたわけですが、いまだに実現を見ておりません。本来ならば情報基本法が先で、その後今回の法律が提案されるというのが筋道なのであります。逆に今おられるのであります。したがって、我々は、この次の国会に情報基本法というものを内閣の責任において提出してもらいたい、こういうことを約束していただきたいと思います、いかがでございますでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 情報の管理というものはこれからますます重大になってくると思います。それは情報の公開の問題もありませんし、プライバシー保護の問題もありませんし、国境を越えて流れていくという問題もあります。ですから、既にOECDにおきましてはコードをつくっておるところであります。そういう意味において、高度情報

時代を迎えまして、この電気通信産業あるいは情報の管理等々も含めて、どういふふうにこれを扱っていくかという意味の基本法を制定するという御意見については、我々も大いに考えさせられる問題であると思っております。ただ、私の考えでは、これは非常に幅の広い、深い研究を要する問題であると思っております。そういう意味におきまして、これは今後慎重に検討してまいりたい、そう思っております。

○武部委員 郵政大臣は情報基本法の制定についてそのような約束をされましたが、難しい内容があるかもしれません。しかし、本来ならばこれが先なのでありますから、そういう点についてぜひ政府で検討を加えて次の国会に提出をしていただくように、特に要請しておきたいのであります。

次に、外資の問題であります。いろいろお話があったようでありましたが、郵政大臣は、特別第二種の全面開放を世界に先駆けてやった、こういうことをたしかのうの連合審査の中で発言しておられました。私は、こはちよつと問題があると思うのであります。それは、経過を見れば先ほどの同僚議員の質問にもあったとおりです。通産省と外務省が、俗な言葉で言えば、アメリカの圧力に屈して、郵政省を抑え込んだ、これが真相ではないかと私は思います。それは郵政省の原案が覆ったからであります。

そこで、それならば特別第二種の全面開放は我が国の産業、業界に対して一体どういふ影響を与えるかという質問をいたしました。同僚からもいたしました。そうしたら、心配はない、国内の産業、業界が腐蝕されるようなことはない。先ほどもちよつとあったようでありましたが、特にIBMやATTについてはそういう心配はない、我が国の商習慣になじまないという答弁がございました。そんな生易しいIBMやATTだと思いませんか。私、それは間違いだと思っております。

ここ数日来、新聞はそのことを書き立てておる。少なくともATTはVANの進出について既に日本で合弁会社を物色をして、ここに報道され

ておるところによれば、七社の名前が上がっております。さらに基本のソフトを販売をする。これには十二社の名前が上がっております。三井物産、日本興業銀行など十二社がATTからVANサービスを受けることをATTと交渉中である。少なくともアメリカが単独で企業として進出を考へるなどという、そんな生易しいものじゃない。もう日本の合弁会社とちゃんと話し合いは進んでおるのであります。こういう点を考えると、特別第二種の全面開放というのはゆゆしい問題だ、このように思うのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 私はそうとは思いません。日本の企業経営者及び日本の労働組合の複合した力というものは、世界に向かってどの国にも負けないだけの力を今や持つておる、特に電気通信系統においては持つておる、そう思っております。アメリカのIBMとかあるいはATTが第二種等について日本に参入しようといふことがありましても、資本関係その他につきましても日本は十分抵抗力もあるし、またこれに負けるようなことはない。その点は、私は武部さんと考えが違います。むしろ迎え撃って堂々とやって、新しいアイデアや商品を開発して、国民の皆さんのさまざまなニーズにおこたえするという方が日本は前進するであらう、そう思います。

○武部委員 総理の認識は大変甘いと私は思います。この審議を通して郵政大臣は、そういうような事態が万が一あるとするならば、それは見出しの中の一項目として考へる、こういう発言もございました。私は当然しかるべきだと思います。この点についてはそれだけの意見にとどめておきたいと思ひます。

株の問題というのが非常に注目をされておまして、総理は、同僚議員の質問に本会議で利権と云うことをおっしゃいました。これが利権に利用されてはならぬ。総理の口から本会議の答弁で利権などという言葉が出ることは私は特別なことだと思ひます。それほどこの電電の株は注目をされておるのであります。私は、利益の処分のことについては申しません。株の公開について申し上げたいのであります。先ほど株の独占を排除するという意見がございましたが、私も同意見であります。したがって、株を公開する場合に公共団体あるいは公益法人、そういうものに公開をする必要があるんじゃないか。

例えて言うならば、イギリスは二十四万五千人のBTの職員に対して七十万ポンドの株をただでやることになりました。そのほかいろいろの利便を図って、三万ポンドの金を出せばBTの株を十二万円もらえるように、イギリスの国会で大体これが決まっております。このようにして多くの職員に新しい電電の株を持たせる、こういうやり方をしています。そのことが直ちに我が国で適用できるかどうかは別として、考えてみるならば、電気通信共済会という財団法人があります。職員が全部加盟しております。そういうものに株を持たせる。あるいは現在郵政互助会というものがKDDの株を一万四千株持つておりますが、そういうもの。あるいは共済組合、これもKDDの株を持つておりますが、これは全職員が対象のものであります。言うならば、職員が間接的に株を持つことができるといふやり方。こういうふうにして株の独占を排除する、こういう方法を考へるべきではないか、このように思ひます。イギリスはまさしく今回、株の公開に当たってそういうやり方をしながら、利用者を株を持つて、株を持つ。さらには職員も株を持つ。そういう形にして、巷間言われるような株の不当なプレミアをこれによって得るといふようなことをできるだけ避けるようにしている。こういう点については総理はどのようにお考えでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 先ほど来申し上げましたように、電電公社の資産は国民の大事な財産でございます。これは国民のために公正に扱わなければならない。これが一部のところへ偏在したり、不当に扱われるようなことが絶対ないように厳正に扱うべきものであると考へております。

に、反対に新規参入を許したかわりに新規参入された電電が今度はそれによって圧迫を受けていく、これであつてはならないことは当然でございますので、その辺の調整こそ高度な判断によりましてのものでぜひ賢明な策をとっていただきたいことを重ねて要望しておきます。

そこで、大蔵省は六十年代税制改正で電話料金に課税する電話利用税を導入する方針を固めたやに伺つております。具体案の検討に着手した、こういうようにも伺つておりますけれども、その際、電電公社として、これは電話料金の値上げになつてしまつて反対にそれが実質的な国民への増税になつてはなりません。総理はこの電話利用税に關しましてはどんな御見解をお持ちでございますでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 政府といたしましては、電話利用税というものは検討もしておりません。

○竹内(勝)委員 そこで、二十一世紀の高度情報社会に向かひまして最も基本となつていく、先ほども論議が行われましたけれども、便利になつていく、非常に生活自身が大きく変わつていく、その便利さ、そして生活がどんどん向上していく、その中で人間性というものが喪失していつてはなりません。この人間性という問題とそれからまた便利さという問題、非常に難しい問題ではございませんけれども、特に私は申し上げておきたいのは、今も問題になりました、この法案が通つていく、そして今後また、今までのようなトラブルの中から検討されている、例えば、電話料金はこんなに使つた覚えありませんよ、こういう苦情は数多くございまして、そうするとそれは、電話はどこへかけたか調べなきゃなりません。調べていくということ、だれが、どこへ、いつかかけたかということまで調べていく形になるわけです。そういったものを例えば今度は公にしていくとなつてきますと、これは非常にプライバシーの問題と交錯してまいります。したがひまして、プライバシー保護法及び今、論議になりました高度情報化基本法という問題、私は本委員会であつてより要望

しておきました、これは同時着陸でなければいけない。もう今この電電三法が成立していく、そして来年の四月一日には施行されていく、こういう形になったときに、これがプライバシーの問題やあるいは高度情報化基本法という問題が後送りになったのでは、この自由化という問題、民営化という問題が生きてこないと私は指摘してまいりました。総理はこの点に關して、できるだけ早く、こう言つておられますけれども、もう緊急を要すると思ひます。したがひまして、郵政大臣は少なくとも次の通常国会にはどのような答弁もございまして、総理としてこの基本法という問題、プライバシー保護法という問題、こういった問題に關してどんな御見解をお持ちでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 基本法につきましては先ほど申し上げました次第でございまして、プライバシー保護の問題はおっしゃるやうに非常に重要な問題であると思つております。これは真剣に検討して、できるだけ早くこの問題を解決していくべきであると思ひます。二年前、三年前にもなりまして、私は行政庁長官をしておりまして、加藤元東大総長を長とする研究会をつくりまして、約一年近く検討していただいて、その答申も得て、今、総務庁を中心にして関係各省においていかにこれをやるかということとを共同検討しておるところでございまして、お示しのやうにできるだけ早く成果を得て、プライバシー保護の実を上げるやうに努力してまいりたいと思ひます。

○竹内(勝)委員 郵政大臣は次期通常国会にもどのような発言もされておりますが、できるだけ早くというのはそういうような認識を持つていいかどうか、総理、くだいようでございしますが、もう一度御答弁ください。

○中曾根内閣総理大臣 次期通常国会まで中曾根内閣が続いているかどうかは疑問であります。

○竹内(勝)委員 そこで、先ほども株の問題に關しまして、例えばこれだけの超一流、大変な株式が開放されていく、そういう中におきまして職員に分けていった例であるとか外国の例であると

か、いろいろ今ございましたけれども、私は現在の電電というものが一体どういう形でのやうに大きく発展してきたか、これは電話加入者の一人一人がつくり上げ、現在の総資本十兆二千四百八十八億円、五十七年度末でございまして、そのやうな形ででき上がつてきたものであり、その中で政府が出資したのは設立当初の百八十八億円というわずかなものでございまして。

今回、電電公社の民営化により、国民が資産形成してきたものを開放するわけでございますが、株式の処分の方というものは、今も論議がございしましたが、国民の納得いくものでなければならぬと思ひます。そこで、私はここでも一つの例を挙げましたが、それはKDDの株が四十倍にもなつたとかそれ以上にもなつたとかというやうな言葉がいろいろある。そういう中から考へても、この株式を一体だれが手に入れたとか、そういうこと自身がむしろ疑惑につながつていつてはならないと思ひます。しかし、自由社会でございまして、この自由社会の中で当然そういうものが国民に渡つていくわけでございますけれども、この電電ができ上がつてきた経過というものを考へてみて、電話加入者、今四千三百万、こういう人たちが例えばみんな欲しい、電話加入者、国民によつて支えられたのでございまして、電話加入者が欲しい、国民が欲しいと言つたときには分けてやらなければならぬのじゃないかと思ひます。しかし、物理的に、またどう考へても、例え一株でもそれだけの数はございまして、こういうことになりまして、じゃ抽せんでもいいじゃないかというやうな考へさもあるわけでございますが、私は、こういうやうに公平な形で、そしてまた、これが利権につながるやうなことになるのは絶対にならない、こう考へますので、この株式の公開という問題に關しましては、今後非常に徹底した論議をしていかなきゃならないと思ひます。総理の御見解をもう一度伺ひしておきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 竹内さんがおっしゃると

おり、非常にこれは重要な問題であると思ひます。先ほど来申し上げましたやうに、全国民の大事な財産でございまして、これは厳正公平に扱ふべきであり、一部に不当に偏在したり、あるいは不正な取引が行われるやうなことが絶対ないやうに今後も監督もするし、努力もしてまいりたいと思ひます。

株式の問題というものは非常に技術的な、専門的な要素もあると思ひます。したがひまして、もしそういう必要が出てきた場合には、あらゆる人の意見もよく聞いて、そして国民からいささかも疑惑を受けることがないやうな厳正な措置をとるやうにいたしたいと思つております。

○竹内(勝)委員 そこで、アメリカの例が先ほどからも質問がございました。AT&Tが何年かかかつてことしの一月から分割になりました。これは御承知のとおりでございまして。この電電が、公正な競争、有効な競争条件というもので、例えば第一種事業の中でこの電話という問題一つを取り上げてみましても、公正な、有効な競争が働いていかない限り、独占性は排除できません。そして、これだけの大きなものがアメリカのAT&Tの例のやうに例えば分割にでもなつたならば、これは大きなデメリットが幾つもございまして、それは今もありません。請求書を幾つもやらなきゃならない、けた数も幾つか回さなきゃならない、いろいろなことがございまして、分割は私どもは反対でございまして。しかし公正な競争が、有効な競争というものが出ていかなきゃならない。今、民間でもあるいは道路公団だ、国鉄だといろいろな例が、例えば東京、大阪間でも出てきております。しかし、設備のために相当なお金がかかる、いろいろ話は出てきて、じゃ単独でやるというのには非常に困難じゃないか。そういう中から郵政大臣は、これはみんなが一緒になつてやつた方がいいだろうというやうな意見もございました。

総理、この問題で、東京、大阪間というやうな非常に有効なところに総理として今後有効な、効果ある、いわゆる本場に競争条件で競争の相手が

出てくる、こう理解しておるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 光ファイバーの活用であるとかあるいは衛星通信の活用という将来性を考えてみますと、そういうものも出てくる可能性はあると思います。

○竹内(勝)委員 終わります。

○志賀委員長 次に、永江一仁君。

○永江委員 この法案審議もいよいよ大詰めを迎えたわけでございますが、私は、民社党を代表する形でございまして、若干前任の議員の方々の御質問と重複いたしますけれども、確認の意味を含めまして御質問いたしたいと思っておりますので、御答弁をいただきたいと思っております。

私たちは、今回のいわゆる電電法の改革三法案につきましても、臨調の方針に添って電電法改革であるという立場から、基本的には賛成の立場をとるものでございます。ただ、やはり二、三の点について国民の中に不安があるということで、せっかくの機会でございますので、行政の最高責任者としての中曾根総理に若干御質問をしたいと思います。

今回の法案の最も大きな趣旨は、何といたしても、競争原理の導入と同時に、電電公社を民営化することによって活力を与える。その活力の根源は、今まではどちらかというと、まあいい方ではありましたが、やはり親方日の丸の体質を変えなければならぬ、ここが一番重要な視点であろうと思っております。

そういう点から、先ほど来御質問がございましたけれども、何といたしても当事者能力を持たせる、特に労働者、そこで働いている人々の賃金とか労働条件等の当事者能力あるいは人事権、これらについて行政の介入を排除するところ、これが最も重要な観点であろうと思っております。

そういう点で、先ほど郵政大臣からは、こういうことについては一切介入しないという御答弁をいただいておりますが、行政の最高責任者としての総理の確約と申しますかお考えを

お尋ねしておきたいと思っております。

○中曾根内閣総理大臣 政府といたしましては、給与とか労働条件等の問題は労使が自主的に決まべき問題でございます。政府がこれに介入するようなことは考えておりません。

○永江委員 若干、人事の介入につきましても、我が党は取締役全員ではなくて代表取締役だけの選任にすべきでないかという立場を今日までとってきたわけでございます。残念ながら、この我が党の主張は入れられておらないわけでございまして、けれども、労使のそういった問題のみならず、やはり人事の介入というものは、若干巷間言われておることは、この新しい株式会社、新電電が郵政省その他のお役人の天下り先になるんじゃないかという不安もなきにしろあらずでございます。

そういう点で、人事の介入についてもひとつ行政は排除していく、この姿勢をぜひお答えいただきたいわけでございます。

○中曾根内閣総理大臣 政府は、新電電公社がかなり高度の公共性を持つておるといふ面から今のような条文にいたしてあります。まあしかし、今後新しい電電公社が発足した後の経営状況その他諸般の情勢を見まして、五年の見直しというものは全部にひっかかっているわけでございますから、その情勢も見守りつつ検討すべき問題であると思っております。

我々の今の考えといたしましてはこの条文で差し支えない、そう思っております。

○永江委員 次に、外資規制の問題でございます。

これも先ほど来かなり議論されております。総理はかなり、かなりというか、自信満々に我が国の労使関係あるいは技術力の中で、この第二種V A Nの外資規制を外したことは心配ない、こういうお答えでございました。

確かに、我が国の技術なり労使関係の良好さ、そして日本の経済力が伸びたということとは事実でございます。しかし、余りにも、まあ言葉は悪いですが思ひ上がるといふことはこれからの我が国

にとつてはやはり戒めなければならないと私は考えておるのでございます。かつて日本は、一つか二つの武器が世界一、二というところで、これはもう負けないというところであの第二次大戦、いろいろ理由はありましたが、苦い経験も持つておるわけでございます。確かに、自動車とか鉄鋼がアメリカをも凌駕しておることは事実ですけれども、それをもって日本がアメリカにも絶対負けぬ、そういう若干の思ひ上がりが総理の御答弁の中にあります。いかでございましょうか。

○中曾根内閣総理大臣 日本の現在のエレクトロニクスの技術力とかあるいは日本人が持つておるサービスの力とかアフターケアをやるやり方とか、そういうものから考えてみますと、第二種の問題につきましても日本人が負けるものではない、私はそう思っております。でありますから、今後とも様子は見守りますけれども、私の確信におきましては、負けるものではない、むしろいろいろ新しい商品が出たりして低廉でしかも有効なサービスが生まれてくる端緒をつくる、そう考えております。

○永江委員 実は、昨日の連合審査におきまして我が党の安倍議員がかなり厳しく追及いたしました。若干郵政大臣気色ばまれたのでございまして、そういう中で負けるものではないと言いがら、しかし万一場合どうか、特にこれは日本の主権にかかわる問題であるという心配の中で、最終的な御答弁としては、この三年後の見直しという中には外資規制の撤廃も含むという若干郵政大臣としては苦しい中での御答弁であったと思うのでございます。そういう御答弁いただきましたが、総理といたしまして、郵政大臣の答弁に沿ってこの見直し——先ほど、当事者能力その他見直し規定というものはすべて含んでおるといふ御意見でございましたけれども、この点もそれに含まれておると理解してよろしいでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 見直し規定は全部にひっかかっておるわけでございますから、もちろんその

の条文も例外ではございませんが、しかし私が申し上げますように、ともかくサービスとかアフターケアとか技術力の面におきましては、私は負けないと確信しております。

○永江委員 時間の関係もございまして、ひとつ総理の見通しが誤りでないことを私も願ひながら次の質問に移りたいと思っております。

これも先ほど御議論ございましたけれども、近年はコンピュータによるいろいろな処理、そういったデータが国内でのいろいろな秘密保持と同時に、国際的に、国境を越えて流れ出す、こういう問題も若干出てきておるわけでございまして、このデータ保護というものがこれから非常に大きな重要課題になってくるわけでございまして、こういったガイドラインに因らして、OECDの理事会の勧告においてはそれぞれの保護について国内法で考慮するようにと求められているわけでございます。

先ほど、来年には中曾根内閣が続いておるかどうかわからぬという答でございましたけれども、そういった答と、先ほどの見直しもすべてお答えが心配になってくるわけでございます。ひとつ総理の責任と自信において、この法の制定の見直しについてもう少し確かな御答弁をいただきたいと思っております。

○中曾根内閣総理大臣 私は情報公開とプライバシーの保護というものは非常に熱意を持っておる者なのでございます。行管長官時代から国会でも前向きな答弁をしてきております。これは今でも変わっておりません。お示しのように、特にプライバシー保護の問題、また情報の流出等の問題等も考えて、国境を越えた問題というものは出てきておるわけでございますから、いろいろな問題につきましても、関係各省で検討させていただくように努めて、また法制化もできるだけ早くやれるように検討していきたいと思っております。

○永江委員 時間の関係で最後の質問に移ります

が、いわゆるスト権の問題につきましては、これも先ほど来いろいろ議論ございましたし、先般来各党の法案修正という話の中で一定の前進を見たというふうには理解しておりますのでございます。しかしながら、基本的に労働法によって、この電気通信も公益事業でございますから、総理の権限において五十日間のスト規制ができるということになっておる。それにさらに附則を加えて、十五日間の労働大臣によるスト規制ということとは、どう考えましても全くこれは実は納得ができないのでございます。

屋上屋という言葉がござりますが、これは屋上屋じゃなくて中二階をもう一つつけたような感じがするのでございますけれども、きょうは労働大臣もいらっしやいませんし、実はもう少し法律の内容について御質問したかったのでございすけれども、これを条文どおり読みますと、まずこの附則によって十五日間ストを禁止される、さらにその後労働法によって総理が五十日間スト規制ができる、六十五日間規制されるというふうな読めるのでございます。このことはまことに労働者の基本的な権利を、特に民間産業においての権利を抑圧することから考えまして、全く野放しならぬ場合に総理等の御答弁も納得できるのでございす。労働法において五十日間総理の権限においてストが規制されておるといふことを踏まえた中でなおかつこの附則をつくるということとは、どうしても理解ができないのでございす。が、いかがでございましょうか。

○中曽根内閣総理大臣 この条文を設けました趣旨は先ほど申し上げたとおりでございす。与野党間のいろいろな御協議を踏まえまして、先ほど申し上げましたように、三年の経過を見て、そして廃止も含めて検討する、そういうふうに自民党も政府も考え方を決めた次第でございす。

○永江委員 今の総理の御答弁で一応の納得はできるのでございますけれども、どうかひとつ基本的に労働者の権利、まあ我々もストライキがなければない方がいいという考えでございす。しか

し、総理、ここでひとつ考えていただきたいことは、ストライキがないということとできないということとは大変な違いがあるということとでございす。我が国は確かに戦前はストライキをすることも命がけでありました。しかし、多くの先人の闘いの中でこの権利を勝ち取ってきた、また第二次世界大戦という大きな犠牲の中で働く人々の権利を勝ち得たということ、そのことが今日の日本の進歩につながったということはだれも否定することができないわけでございます。

現実には、世界を見ましても、ストのない国とできない国、これは雲泥の差でございす。後進国においてはできないあるいは一定のイデオロギーの中で体制の中でストライキが打てない、こういう社会体制であつてはならないということについては、総理とそれと私は認識の違いがあるとは思わないのでございすけれども、そういう意味で、労使の話し合いの協調と理解の中でストがないということと、これを法律において抑えるということとは全く違うということを、私は特にこの機会に訴えたいわけでございます。どうかそういう意味でぜひとも三年後の見直しの中でこのことは正常に戻していく、ストはできないのじやなくて労使の協調の中でしれない、こういう方向に社会を持っていくということ、ぜひともその方向で再度御確約をいただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 永江さんの御意見、よく私たちが理解できるところでございす。そういうお考えも受けまして、今回こういうような態度を決めた次第なのでございまして、御了解をいただきたいと思ひ次第です。

○志賀委員長 次に、佐藤祐弘君。

○佐藤(祐)委員 今、総理は答弁の中で、電電公社はジャイアントである、また国民の財産であるということをおっしゃいました。今なぜこの電電公社を民営化する必要があるのかという問題であります。

政府は、その理由の大きな一つといたしまし

て、高度情報社会に向けての国民の多様なニーズにこたえるためであるということをおっしゃいます。果たしてどうなのかという点であります。私は先日の委員会でも、言われております国民のニーズにこたえる多様なサービス、これが民営化しなければできないのか、公社形態のままではできないのかということをお尋ねしました。これに対する郵政当局の答弁は、民営化しなければどうもできないというものはないということでありました。つまり、この面からの必然性はないわけでありす。

では、なぜあえて民営化をするのか。結局、臨調答申に基づいて、超優良企業、総理が言われたジャイアント、この電電公社を民間会社にするということによって、財界と大企業が今後大きな発展が見込まれる電気通信の分野、これをしっかりと握るべきに押さえていく。そのために国会による審議あるいは監督、そういうものを取り外す、そして料金につきましても、これまでは国会議決を要する法定制でありましたが、大臣の認可制にするなどによって自由にやりやすいようにする、そういうところに大きな危ないがあるのではないかと今よく考えるわけでありす。それは電気通信事業にとって最も大事な公共性、国民生活にとって今、不可欠でありますその公共性に反するものではないかと考えるわけでありす。が、総理の御見解をお聞きしたい。

○中曽根内閣総理大臣 その点は見解を異にいたします。やはり競争原理を導入するということによって、百花繚乱たる新しい商品も出るし、新しいサービスも出るし、そして国民の皆様方はより便利になり、あるいはより安くなる、そういうことを考えてこういう措置をとっておる次第であります。

○佐藤(祐)委員 総理は今国会の所信表明演説で、「今後の高度情報社会のあり得べき姿等について国民的合意の形成に努める」と述べられておられます。この高度情報社会へ向けての基盤づくり、それはまさにこれから、数十兆と言われておりますが、莫大な資金を投入してINSを構築す

るとか、進められるわけでありす。まさにこれから実際にどう国民のニーズがあるのか、それにふさわしいネットはどういうものか、そういったものを検討しながら進めていくということだろうと思ひます。

ところが、今出されておる法案では、今後この電電公社の予算とか事業計画あるいはさっき言いました料金、そういうものについて国会で審議することなしに進めようということが一番の問題点であります。そういう方向に行くとすれば、果たして国民的合意が得られるのか、どうして得られるのか。私は国民的合意が得られない方向へますます行くというふうに考えざるを得ないわけでありす。その点についてお答えをいただきたい。

○中曽根内閣総理大臣 私は、今回の改正法案につきましては、国民の大多数の皆様方は民営化に賛成ではないかと思ひます。また、当事者能力を回復して、そしてできるだけ労使関係の問題は労使関係で自主的に決めるといふ点についても、これは経営者においても労働組合側においても御賛成ではないかと思ひます。

そういう諸般の情勢を考えてみますと、国民の大多数はこういう方向に移行することについて賛成しておられるのではないかと判定をしておるものであります。

○佐藤(祐)委員 私はそうではないというふうに考えております。やはり事柄の本質がまだ十分に知られていない。年間三千億から四千億、そういう莫大な利益を上げておる電電公社、これは国民の財産だということを言われておるわけでありす。が、それが本当に国民本位に運営されていく、そのために私たちは公社形態を維持して公社の一層国民本位になるような民主化、そういうことによってこそ国民へのサービスが本当に保証されるのだということを考えておるわけでありす。しかし、現実に進んでおるものは、そうではなくて、民営化という名で、これまでは国民の財産であったものが結局は財界、大企業の財産に変えら

れていくという姿であろうというふうに考えております。

次の問題を申し上げます。

プライバシーの問題であります。先ほどからいろいろお答えが既にありました。私たちは民営化には反対であります。人類が得た新しい社会的な電気通信の力、これが本当に国民の要求にこたえる方向でいろいろ開発をされていく、そのことは大いに必要であると考えておるわけであります。その場合にもいよいよプライバシーの問題が重要になってくると考えております。

総理が行管庁長官時代、いわゆる中小企業V A Nの自由化に当たって答弁があります。我が党の藤原ひろ子議員の質問に対してこういうように答えられておられます。「いま研究会で鋭意詰めをやっている段階で、数カ月の間に結論が出される見込みであります。結論を得ましたら慎重に検討いたしまして、取り扱いを進めてまいりたいと思っております。そして間違いなく数カ月後、五十七年の七月に研究会の報告が出されました。それから二年になります。鋭意とおっしゃっておられるのですが、二年間非常に進捗していないというふうに私は思うわけであります。先ほどの御答弁では、鋭意、今、関係省庁と協議をして、できるだけ早期に提出をする、具体化していくということでありました。

そこで、その御答弁はありましたので、考え方の問題でお聞きをしたいわけです。

郵政大臣もニューメディアの光と影ということを言われて、影の部分、要するにプライバシーの保護とか、つまりデータの流出、盗用、悪用、そういうことを避けなければならぬ。そしてこれがもし悪用されたり、流出したりしますとプライバシーが侵害されて、そのときはもう取り返しがつかないということでもあります。つまり、侵害されてから、そういう事態が起きてから、罰則の規定があるからいいんだということではないと思うわけでありまして、つまり、まずそのプライバシーの保護について法的にも技術的にも本当に万全なものがつくられるのか、それがつくられなければ新しい技術もまだ採用しない、そういうように考える必要がある。このプライバシーというのは基本的な人権の極めて重要な構成部分であります。つまり、技術が先行していつて人権軽視、そういうことにならないように本当に万全の対策をとって後、技術が進められるべきだというふうに考えるわけでありまして、その点についてお聞きをしたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 加藤元東大総長を座長とする研究会の答申は、今のお話のようにいただいております。その答申を今いろいろ検討しつつ、各省庁の間においてプライバシー保護の立法の問題について検討していただいておりますわけです。

お示しのように、人権の保護という面から見まして非常に重要な問題であります。一面において、また片方では情報の公開という問題もありまして、そういう問題との絡み、バランス等々も考えて、どういふふうにかこれを均衡をとってつづいていくべきかという点で、各省庁いろいろ意見もありまして、今その詰めをやっている、こういう状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○佐藤(祐)委員 残念ながら時間が来たので、終わります。

○志賀委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○志賀委員長 この際、日本電信電話株式会社法案に対して、畑英次郎君外二名から、自由民主党・新自由国民連合、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の三派共同提出による修正案並びに日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対して、畑英次郎君外二名から、自由民主党・新自由国民連合、公明党・国民会議、民社党・国民連合の三派共同提出による修正案がそれぞれ提出されております。

○畑委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、日本電信電話株式会社法案に対する修正案について申し上げます。

案文は、お手元にお配りしてあるとおりでございます。

この修正案は、自由民主党・新自由国民連合、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の三派共同提案に係るものであります。

政府原案におきましては、日本電信電話株式会社が行う附帯業務については、郵政大臣の認可事項として御案内のとおりでありまして、附帯業務は性格上、その範囲がのぞから限定されるものと考えられますことから、収支相償うなどの要件が担保されれば、これを郵政大臣の認可から外して、会社自身の判断で行い得るものとして特段の問題は生じないと考えられますので、お手元にお配りしました案文のとおり修正しようとするものであります。

次に、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案について申し上げます。

案文は、お手元にお配りしてあるとおりでございます。

この修正案は、自由民主党・新自由国民連合、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の三派共同提案に係るものであります。

○伊藤(忠)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、本三法案の問題について反対の立場を表明しながら、以下見解を申し述べたいと思っております。

二十一世紀の高度情報化社会に向けて、電気通信事業の果たす役割とその与える影響は極めて大きいと思っております。政治、経済、社会、文化、つまり国の中枢機能としての役割を果たすわけでありまして、また家庭や地域の社会生活に極めて重要なかわりを持つものであります。

さらに、影の部分を見落としてはならないと思っております。高度サービスが進展する中で、情報のフローをどうコントロールするか、個人の秘密の権利をどう情報化から守るかの重要課題などがあります。

さらに加えて、V A Nサービス、ネットワークの発展は、資本の系列化が進み、産業構造をも大きく変えていくことにならうと思っております。

このような認識に立つときに、今回の電電改革は多くの問題に直面をしており、それだけに本改革が、国民のための情報通信の確立に寄与できる

同提案に係るものであります。

政府原案におきましては、会社の労働関係が、これまでの公労法から労働三法によることとなることにかんがみ、当分の間、調停に關し特例措置を講じ得ることとしておりますが、これを、法律施行の日から三年後に諸事情の変化を勘案して見直しを行うものとするため、お手元の案文のとおり修正しようとするものであります。

何とぞ両修正案について、委員各位の御賛成をお願い申し上げます。(拍手)

○志賀委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終了いたしました。

○志賀委員長 これより各原案並びに両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、本三法案の問題について反対の立場を表明しながら、以下見解を申し述べたいと思っております。

二十一世紀の高度情報化社会に向けて、電気通信事業の果たす役割とその与える影響は極めて大きいと思っております。政治、経済、社会、文化、つまり国の中枢機能としての役割を果たすわけでありまして、また家庭や地域の社会生活に極めて重要なかわりを持つものであります。

さらに、影の部分を見落としてはならないと思っております。高度サービスが進展する中で、情報のフローをどうコントロールするか、個人の秘密の権利をどう情報化から守るかの重要課題などがあります。

さらに加えて、V A Nサービス、ネットワークの発展は、資本の系列化が進み、産業構造をも大きく変えていくことにならうと思っております。

このような認識に立つときに、今回の電電改革は多くの問題に直面をしており、それだけに本改革が、国民のための情報通信の確立に寄与できる

同提案に係るものであります。

政府原案におきましては、会社の労働関係が、これまでの公労法から労働三法によることとなることにかんがみ、当分の間、調停に關し特例措置を講じ得ることとしておりますが、これを、法律施行の日から三年後に諸事情の変化を勘案して見直しを行うものとするため、お手元の案文のとおり修正しようとするものであります。

何とぞ両修正案について、委員各位の御賛成をお願い申し上げます。(拍手)

○志賀委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終了いたしました。

ものでなくてはならぬと考えるものであります。以上を前提に、三法案の反対理由について触れたいと思います。

その第一は、法案は、まず民営化ありきというのが前提に立っていきまして、無理やり臨調路線につじつまを合わせようとしているところであり、全分野に競争原理を導入することに急ぐ余り、社会党が主張しております国民共有の財産にふさわしい改革になっていないという点であります。にもかかわらず、株式の問題については、論議の中で、国民共有の財産であることを認めながらも、株式売却益は一般会計に入れて、財政赤字の穴埋めにも使用するとの考え方は、断じて許せないものであります。また、利権防止の積極的姿勢にも欠けております。

さらに、法案の具体化を図る政省令は百項目に上るわけですが、これら多くの部分が今日に至るも解明されておらず、不透明な部分が多いという点であります。

第二の点は、民営化、自由化すればよくなるんだという面のみが強調されて、影の部分が明らかにされていないことでもあります。

電話料金の値上げに対する不安、あるいはサービスが低下するのではないかという国民の不安の不安に的確に答えられていない。論議を通じて、向こう二年間は値上げしないということは明らかになりましたけれども、それ以降の料金は、デジタル化が進むであまりしょうけれども、一体どうなっていくかについて、解明されておられません。また、福祉電話サービスなどミニマム要求等に対する対策も、決して積極的ではないと思うのであります。

第三の理由は、経営の自主性についても不十分であります。

事業計画、事業範囲についても、行政の介入部分が排除し切れておりません。公正競争条件の確立についても、しかりであります。とりわけ、これらと密接不可分の問題である雇用や労働条件については、当該労働者はギブ・アンド・テークを

信じて今日まで努力がなされてきましたけれども、テーク一方に終始をしているのが現状であります。これらの解決に向けて、電電当局は最大限の努力を傾注しなければならぬけれども、諸問題の与える影響など多くの問題点を残していると言えます。

反対の第四は、労働基本権、とりわけ争議権についてであります。

理由のない理由をつけて、不当にも附則で二重に制限することは絶対容認することはできません。要求については若干の修正がなされましたけれども、なお我が党の主張にはほど遠く、極めて遺憾であります。したがって、制限事項は撤廃すべきであることを強く要求いたします。

五つ目の理由は、通信主権の確保、基本サービスの一元の運営についてであります。

通信は国の神経であり、極めて公共性の高い、国益に深くかかわるものであります。これを貿易摩擦解消策の次元で扱ったり、あるいはアメリカ政府の圧力に屈するような形で市場開放の中に組み込むことは、誤りであります。通信主権確保の立場から、悔いなく干渉に残さないように、特別第二種の二分の一外資の規制を行うべきであります。また、電話通信など基本サービスに係る通信は、公共性の確保、あまねく公平に良質なサービスを提供する立場からも、一元の運営を確保すべきであります。

以上、提起しましたとおり、今日なお極めて重要な問題点が存在しております。慎重審議を我が要求してきましていただいても、にもかかわらず、いまだ解明されていない多くの問題点があります。

このような状況下で三法の採決を行うことは、国民のための情報通信の確立を目指した民主的改

革には決してならないと思っております。日本社会党は、以上の立場から本法案には反対であることを表明をしまして、私の意見とかえま

す。(拍手)

○志賀委員長 次に、佐藤祐弘君。

○佐藤祐弘委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、日本電信電話株式会社法案等三法案に反対の討論を行うものであります。

まず、委員会の審議についてであります。昨日の午後から我が党を除く一部会派の間で協議が行われ、委員会は理由も示されなまま開会せず、本日の午後四時半まで審議が全く放棄されたのであります。しかも、理事会で確認されていた私の一時間半の質疑を多数で一方的に切り捨て、修正案に対する質疑も許さず、強引に質疑終局とされたことは極めて異例であり、この非民主的運営に強く抗議するものであります。

本法案反対の第一の理由は、今回の三法案が電電公社を解体して民間会社にするともに、通信の一元的管理をやめて競争方式を導入するなど、国民生活と社会経済活動に重大な影響を持つ電気通信事業の公共的性格を無視し、電電公社を財界、大企業に売り渡すものであるからであります。

政府は、今回の電電民営化を国民の多様なニーズにこたえるためと云ってききましたが、この主張には全く根拠がありません。既に法案審議の中で政府自身が、民営化しなければいけないという通信サービスはないと認めているではありませんか。現行の制度を改善すれば、国民の期待に十分こたえられるのであります。

もともと今回の電電民営化は、財界主導の臨調路線によって口火が切られたものであり、財界、大企業が年間三千億円から四千億円もの利益を上げていた電電公社を直接支配し、もうけの対象にしようとしていることは明らかであります。現に、ある大企業幹部は、放出株が出てくれば当然安定株主として保有することは考えたと発言しております。

我が党は、このように国民の財産である電電公社を大企業に売り渡すことを断じて認めることはできません。

反対する第二の理由は、国会による統制が外されるため、国民向けのサービスが低下し、負担が

増大するのは必至だからであります。

電報電話料金は、これまでの法定制から大臣の腹一つで決まる認可制になり、今の国鉄のように値上げも自由になります。

反対する第三の理由は、日本の通信主権を危うくする点であります。

通信主権は、国際電気通信条約でも明記されている国家主権の一部であります。

したがって、世界の圧倒的多数の国々は、この通信事業を国営もしくは公営で一元的に運営し、外国資本の参入を認めていないのが現状であります。しかるに政府は、ことし一月以来のたび重なるアメリカ政府の全面開放の要求に屈服し、第二種通信事業については、アメリカのIBM、ATTなど巨大独占企業が参入することを認めたのです。このことは我が国の情報通信システムに対する支配を拡大しようとするものであります。

同時にこれは、アメリカの世界戦略とも結びつき、我が国の情報通信事業の軍事利用への道を開く危険性もあります。

最後にストライキ権の問題であります。

本法案は、電電公社の民営化を言いながら、憲法で保障された労働者の基本的権利であるストライキ権を事実上剝奪するに等しいものとなっております。そもそもこの権利は、企業の経営形態いかににかかわらず無条件に保障すべきものであることを我が党は強く主張するものであります。

以上、反対の理由を述べましたが、修正案についても、政府原案の反国民的根幹を何ら改善するものではなく、賛成できないことを明らかにいたします。

電電改革にとって必要なことは、電気通信事業が高度で大規模になればなるほど、公的機関による管理が必要であり、それにふさわしい民主的運営のための改革こそ求められていることを重ねて強調し、反対討論を終わります。

○志賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

○志賀委員長 これより採決に入ります。
日本電信電話株式会社法案について採決いたします。

まず、本案に対する畑英次郎君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立多数。よって、畑英次郎君外二名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。(拍手)

次に、電気通信事業法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する畑英次郎君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立多数。よって、畑英次郎君外二名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○志賀委員長 ただいま議決いたしました各案に

対し、鈴木強君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨説明を求めます。鈴木強君。

○鈴木(強)委員 私は、ただいま議決いたしました三法案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。案文はただいまお手元にお配りしてあるとおりでございます。

この附帯決議案は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の四党共同提案に係るものでありまして、案文は当委員会における質疑等を参照して作成されたものでありますから、各項目については説明を省かせていただきます。何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案並びに日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議案(案)

今次改革は、我が国の明治以来の電気通信の一元の運営体制と三十年に及ぶ公社制度に対する抜本的変革をもたらすものである。この改革が真に国民利用者の利益となって還元されるようにするためには、あまねく公平なサービスの提供、公共の福祉増進と国民の利便の確保等、電気通信事業の公共性に対する十分な配慮と、他方、公正かつ有効な競争の導入を図る中で、新会社に対する十分な当事者能力の付与による事業経営の一層の効率化、活性化施策の実施が極めて重要な課題となる。

したがって、政府はこのような観点から、電気通信が今後の高度情報社会に向けて果たす先導的役割にも、十分な認識と展望を持ち、今回の三法案の施行に当たっては、次の各項の実施に努めるべきである。

一 政府は、我が国の通信主権を守り、先端的な電気通信技術の開発を進め、国民経済、産業の発展に寄与し、国際競争力の強化に対応するものとする。

一 政府は、競争原理を有効に機能させるため、日本電信電話株式会社と新規参入者の間の公正な競争の確保に努めるとともに、新規参入の促進及び振興に特段の配慮をすること。

一 政府は、高度情報社会に向けて情報通信の果たす役割の重要性にかんがみ、情報通信産業の育成振興を図るため、情報通信の基盤整備のための法制度を早期に確立すること。

一 政府は、事業計画に対する郵政大臣の認可を行うに当たっては、収支計画及び資金計画は、その添付資料とすること。

一 日本電信電話株式会社は、日本電信電話公社の解散の際、現に行っている業務の全てを承継するものとし、その業務の分離については、日本電信電話株式会社の自主性を尊重すること。

一 政府は、現行の専用線の料金体系の下では第一種電気通信事業者による専用線の単純再販が日本電信電話株式会社の経営に支障を及ぼすことにかんがみ、単純再販を禁ずる約款についても認可すること。

一 政府は、日本電信電話株式会社の経営の自主性を尊重し、賃金その他労働条件等労使間の自主決定に介入しないものとする。

一 日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行わないものとする。

なお、株式が特定の個人・法人に集中することのないよう売却に当たっては十分配慮すること。

○志賀委員長 これにて趣旨説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立多数。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、奥田郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。奥田郵政大臣。

○奥田郵政大臣 このたびは慎重な御審議をいただきました。ただいまは日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を御可決いただきましたことに對し、厚く御礼を申し上げます。

この委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後、電気通信政策を推進していく上で、十分生かしてまいりたいと存じます。

また、附帯決議につきましては、今後その趣旨を十分尊重いたしてまいりたいと存じます。まことにありがとうございます。(拍手)

○志賀委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます〕

○志賀委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○志賀委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時四十分散会

日本電信電話株式会社法案に対する修正案
日本電信電話株式会社法案の一部を次のように修正する。

第一条第二項中「営むほか、」の下に「これに附帯する業務及び」を加え、「これに附帯する業務その他同項」を「その他会社」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の事業に附帯する業務に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

附則第十二条第二項中「国内電気通信事業」の下に「及びこれに附帯する業務」を加える。

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第五十四条のうち附則の改正規定中「次の一条」を「次の二条」に改め、附則第三条の次に次の一条を加える。

第四条 政府は、前条の規定の施行の日から三年後に、その施行後の諸事情の変化を勘案して、同条の規定について見直しを行うものとする。

昭和五十九年七月三十日印刷

昭和五十九年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局